

令和 2 年度 [2020年度]  
橿原市文化財調査年報

奈良県橿原市教育委員会  
2022年3月

## 序

橿原市は、特別史跡 藤原宮跡をはじめとする多くの遺跡や重要伝統的建造物群保存地区に選定されている今井町など、数多くの文化財が所在する長い歴史と文化が育まれた場所と言えます。

この年報では、令和2年度に行いました遺跡の発掘調査、文化財保護事業、普及啓発事業等の概要を報告いたします。

本書が、市民をはじめ多くの方々に、橿原市の文化財に触れていただく良い機会となれば幸いです。

なお、事業を実施するにあたりまして、ご協力いただきました方々ならびにご指導賜りました関係諸機関及び諸氏には心より感謝申し上げます。

令和4（2022）年3月

橿原市教育委員会

教育長 深田 展巧

# 例 言

1. 本書は令和2年度に奈良県橿原市教育委員会生涯学習部文化財課が実施した、下記事業の概要をまとめたものである。
  - I. 埋蔵文化財発掘調査事業
  - II. 埋蔵文化財申請業務
  - III. 史跡整備事業
  - IV. 指定文化財維持管理業務
  - V. 無形民俗文化財保存事業
  - VI. 指定文化財の解除・指定
  - VII. 普及啓発事業
2. 各事業の調整事務は、竹田正則、露口真広、平岩欣太、横関明世、東村頼人が主に行い、他の課員が補佐した。また、I. 埋蔵文化財発掘調査事業については、その担当者を後記文中に記した。
3. I. 埋蔵文化財発掘調査事業にあたっては、株式会社ジェイテクト 取締役社長 安形哲夫氏、株式会社 大和流通経済研究所 代表取締役 田村耕一氏から多大なご理解とご協力を賜った。記して感謝の意を表すところである。
4. 事業実施にあたり、次の機関からご指導とご協力を賜った。記して感謝の意を表すところである。  
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所都城発掘調査部、奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課、奈良県立橿原考古学研究所（五十音順）
5. I. 埋蔵文化財発掘調査事業の挿図における座標値は世界測地系座標である。
6. 本書の編集は課員の協力のもと上井佐妃が行った。

# 目 次

序

例言・目次

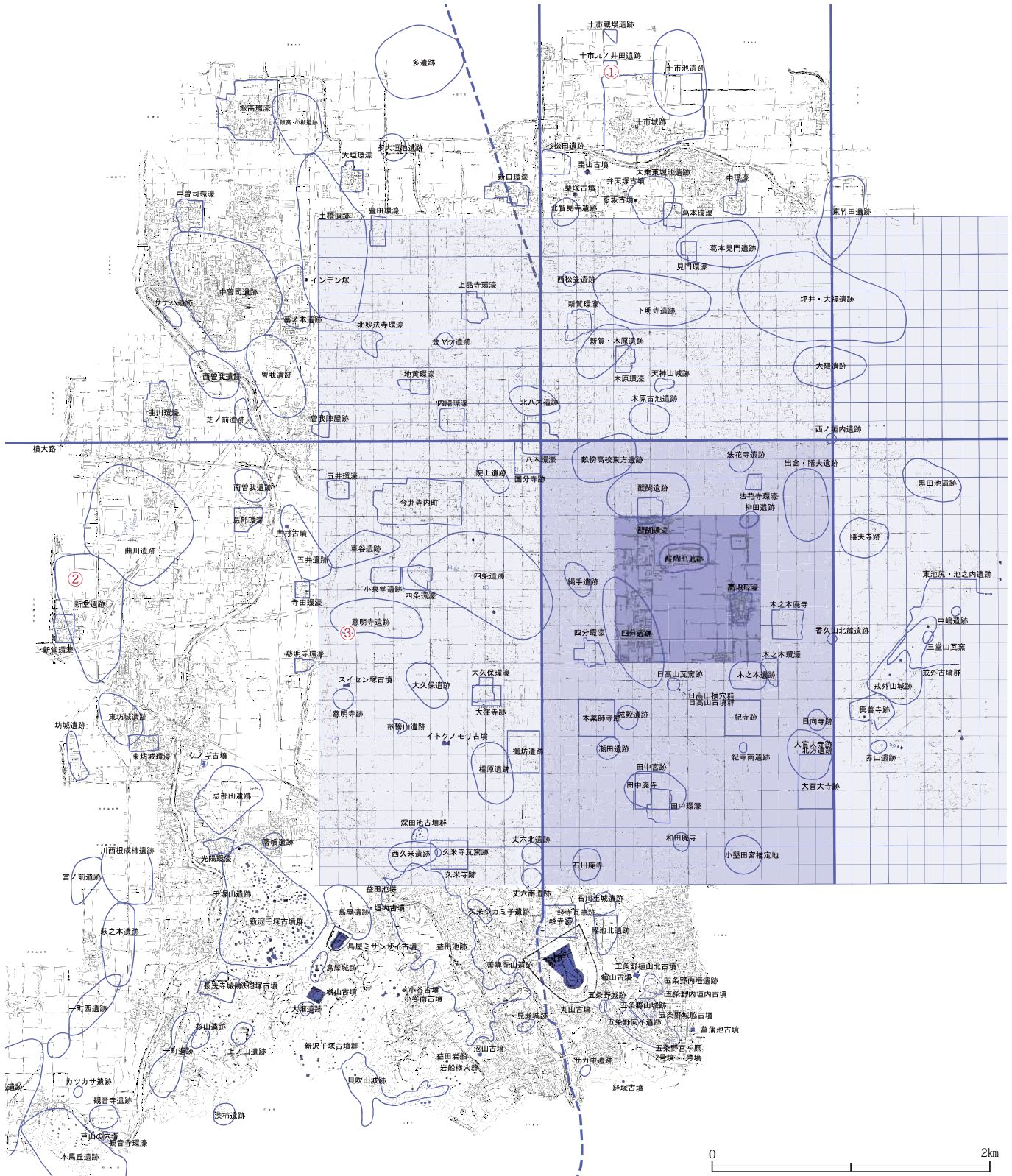
I. 埋蔵文化財発掘調査事業	1
令和2年度埋蔵文化財発掘調査一覧表	1
令和2年年度埋蔵文化財発掘調査位置図	1
埋蔵文化財発掘調査概要報告	2
新堂遺跡（橿教委2020-2次）	2
藤原京右京五条十坊、慈明寺遺跡（橿教委2020-3次）	10
II. 埋蔵文化財申請業務	18
III. 史跡整備事業	18
IV. 指定文化財維持管理業務	18
V. 無形民俗文化財保存事業	20
VI. 指定文化財の解除・指定	20
VII. 普及啓発事業	53

# I. 埋蔵文化財発掘調査事業

## 令和2年度 埋蔵文化財発掘調査一覧表

No.	調査回数	遺跡名	調査地	調査面積	調査期間 (令和)
①	2019 - 4次・ 2020 - 1次	十市蔵場遺跡 (本書には未掲載、令和元年度年報に掲載済)	十市町331 - 2他	657.0㎡	2.3.23~2.4.30
②	2020 - 2次	新堂遺跡	新堂町233他93筆	4,125.0㎡	2.6.1~2.12.7
③	2020 - 3次	藤原京右京五条十坊、慈明寺遺跡	慈明寺町・山本町地内	930.0㎡	2.12.14~3.3.10

調査回数は、発掘調査開始順に当教育委員会が付したものである。またNoは下記位置図の数字と対応している。  
また、令和2年4月1日～令和3年3月31日まで京奈和「大和・御所区間(橿原市域)」埋蔵文化財調査整理業務を実施した。



令和2年度 埋蔵文化財発掘調査地位位置図 (S=1/40,000)



# I. 埋蔵文化財発掘調査概要報告

榎教委 2020 - 2 次

## 新堂遺跡

調査地 榎原市新堂町 233 他 93 筆

調査期間 令和 2 年 6 月 1 日～令和 2 年 12 月 7 日

調査面積 4,125 m<sup>2</sup> (3 区：625 m<sup>2</sup>、4 区：3,500 m<sup>2</sup>)

調査原因 商業施設建設

### 1. はじめに

調査地は榎原市の西部、新堂町に所在する。イオンモール榎原の南西に位置する水田地である。調査地から西方約 150 m の地点には住吉川が北流しており、この住吉川の付近に榎原市と大和高田市との市境がある。

今回の調査は商業施設の建設に伴う本発掘調査である。同事業に基づく本発掘調査を、平成 27・28 年度に今回の調査地から南の 2 地点で実施している（1 区：榎教委 2015-4・2016-1 次調査、2 区：榎教委 2016-2 次調査。『新堂遺跡Ⅳ』として令和元年度に発掘調査報告書を刊行）。前回の発掘調査後、事業計画に建物配置等の変更が生じ、それに伴い追加の発掘調査が必要となった。過去の調査成果と令和元年 6 月に新たに実施した試掘調査の成果を元に調査範囲や方法についての具体的な協議を重ね、令和 2 年 6 月から追加の本発掘調査を実施することとなった。

今回の調査区は 2 地点に分かれる。同一事業に基づく発掘調査であることから前回の調査区名を引き継ぐ形で、今回の調査区名をそれぞれ 3 区・4 区としている。3 区は 2 区の北西隣に接する位置にあたる。4 区は 3 区の北隣を通る東西道路を挟んで北西に位置する。なお、4 区の範囲内には令和元年試掘トレンチ 2ヶ所を含んでいる。

新堂遺跡ではこれまでに縄文時代から中世にかけての各時期の遺構・遺物が存在することが知られている。今回の調査地に隣接する 2 区の調査では古墳時代中期を中心とする時期の河道や井戸、土坑、溝等を確認している。河道からは土器や木材等の遺物が非常に多く出土しており、特に初期須恵器や韓式系土器を多量に含むことが注目される。また、河道内の北東部には中期前半のしがらみが構築されている。これらと共に馬骨、鋳造関連遺物、祭祀具といった特徴的な遺物も出土している点も重要である。今回の調査地点は、この古墳時代中期の河道の下流部にあたる。

### 2. 調査の概要と基本層序

調査は遺構面までの掘削を重機で行い、以後の遺構調査は人

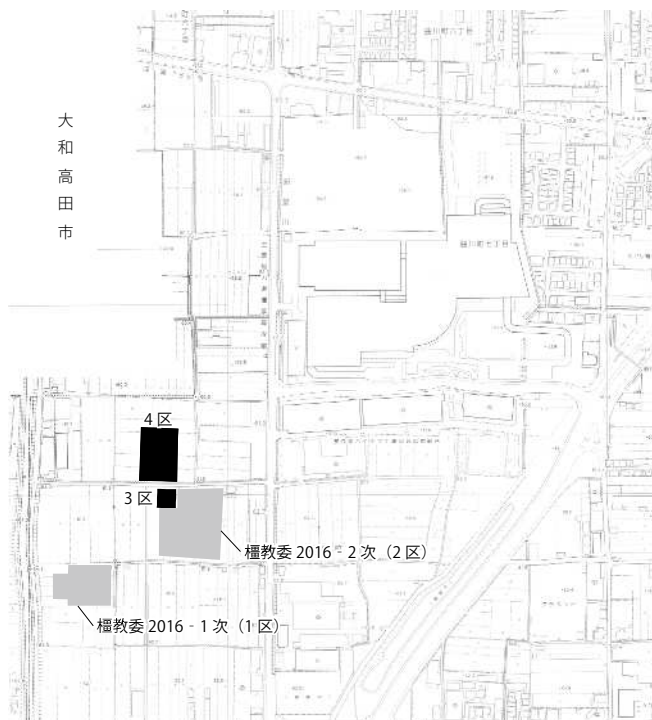


図 1 発掘調査地位置図 (S=1/10,000)

力で行った。下層の断割調査には一部で重機を使用している。3 区と 4 区の調査は同時に並行して実施している。以下に調査区ごとに成果をまとめる。

#### 【3 区】

3 区は 2 区（2016 年度調査）の北西に隣接する。調査区の規模は東西長 25 m・南北長 25 m・面積 625 m<sup>2</sup> である。

3 区の基本層序は以下のとおりである。各層の上面高は周辺の地形と同様、概して南から北に向かって緩やかに低くなる。

- I 層：水田耕作土（現代。上面の標高約 61.1～61.2 m）
- II 層：浅黄色粘質土～砂質土（床土。旧耕作層。上面の標高 60.9～61.0 m）
- III 層：にぶい黄橙色粘質土・灰黄色粘質土～砂質土（中世以降の耕作層。上層遺構の耕作溝の埋土も含む。上面の標高 60.5～60.6 m）
- IV 層：褐灰色微砂～粘質土・にぶい橙色微砂土（古墳時代前期以前の氾濫層。調査区南西部にのみ存在。上面の標高 60.35～60.4 m）
- V 層：褐灰色土（上面が遺構検出面。地山。厚さ約 0.4 m。上面の標高 60.2～60.45 m）
- VI 層：濃褐灰色粘質土・暗灰色粘土（地山。厚さ 0.5 m 以上）

遺構は上層遺構と下層遺構に分かれ、時期は上層遺構が中世以降、下層遺構が古墳時代である。V 層上面が遺構検出面であるが、IV 層が存在する調査区南西部一带においては IV 層上面が遺構検出面となる。

上層遺構として耕作溝群がある。南北方向の耕作溝が調査区全域に密に存在している。埋土には少量ながら 12 世紀以降の瓦器片を含み、中世以降の耕作溝であると考えられる。耕

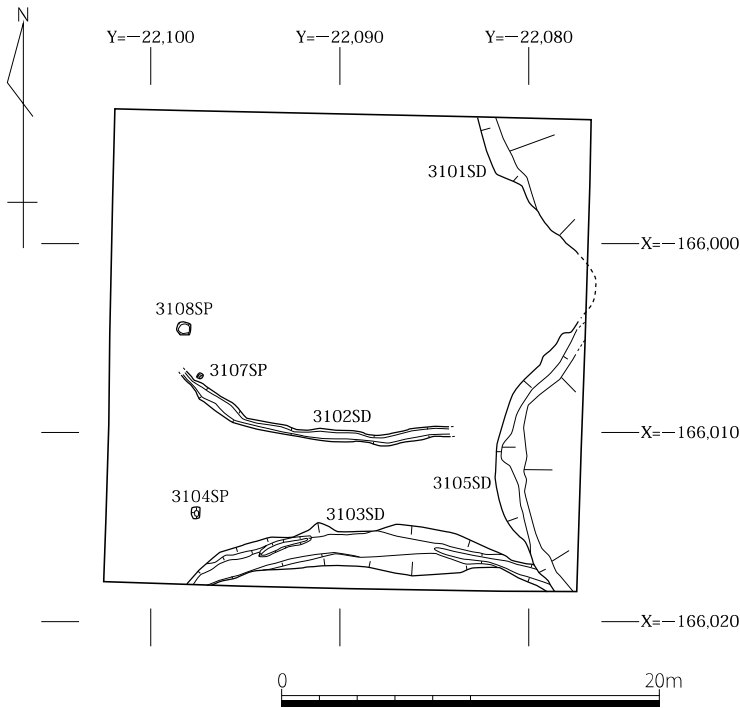


図2 3区古墳時代遺構平面図 (S=1/400)

作溝の規模は幅約 0.2～0.3 m、深さ最大約 0.25 m を残す。東西方向の耕作溝も調査区壁面では少数確認できるが深さ約 0.05 m 未満と非常に浅い。基本層序Ⅱ・Ⅲ層中には部分的に薄い微砂層が堆積する状況が確認でき、近隣河川の氾濫を受けた後に再度耕地化を行った様子が確認できる。耕作溝の中には再耕地化後に掘り込まれたものも含まれる。

下層遺構は古墳時代の遺構である。河道、溝、ピットがあり、時期が明確な遺構はいずれも古墳時代中期である。

調査区東辺沿いに位置する 3101SD と 3105SD は河道である。2 区の 20989SD と同一の河道であり、その西岸部分にあたる。河道の西岸は調査区内で大きく蛇行しており、調査区東辺中央付近では調査区外（東側）に位置する。便宜上この南北で 3101SD と 3105SD に分けている。河の流れの攻撃面に当たる 3105SD の北辺部は斜面が抉れている。2 区と同様に河道上層には古墳時代中期後半の土器が含まれ、中期のうちにほぼ埋没したと考えられる。河道埋土の下層からは中期前半の土器が出土する。河道はどちらも調査区の範囲内では西岸の斜面部分にあたり、河道底面には達しない。

3103SD は調査区南東隅で河道に接続する、平面形が緩やかな弧を描く溝である。幅最大約 3.5 m、深さ最大約 0.25 m を残す。古墳時代中期後半の土器が出土している。出土量は河道周辺の溝の中では比較的多い。3103SD 東端部の埋没は河道の最終堆積よりも古いことが調査区壁面で確認できる。3103SD 西端は調査区外へと続き、2 区の 20987SD に繋がると考えられる。その場合、溝全体の平面形は U 字状を描く。河道と 3103SD が接続する調査区南東部一帯には、この河道の氾濫層と考えられる微砂層が薄く広がっている。

3102SD は検出長約 15 m、幅約 0.4～0.8 m、深さ最大 0.2 m

を残す。東西方向に伸び、西端は北側への屈曲するが、溝の東西端はともに耕作溝により破壊されている。

この他、調査区西半部に小規模なピットが 3 基存在する。

#### 【4区】

4区は2・3区から東西道路を挟んで北西に位置する調査区である。調査区の規模は南北長 70 m・東西長 50 m・面積 3500 m<sup>2</sup> である。調査区の北半と南半に各 1ヶ所、調査区を東西に横断する形で試掘調査トレンチ跡が存在する。試掘トレンチ部分は周辺の遺構検出面より約 0.05～0.15 m 深く掘り下げた状態となっている。

4区の基本層序は以下のとおりである。各層の上面高は周辺の地形と同様、概して南から北に向かって緩やかに低くなり、4層以下はその傾向が強い。東西方向では西側がやや低くなるが南北方向と比較すると差は少ない。3区のⅠ～Ⅲ層と4区の1～3層は対応する。

- 1層：水田耕作土（現代。上面の標高約 60.7～60.8 m）
- 2層：灰黄色粘質土・浅黄色砂質土（床土。旧耕作層。上面の標高 60.6 m）
- 3層：にぶい黄橙色粘質土・灰黄色粘質土～砂質土・灰白色微砂土（中世以降の耕作層。上層遺構の耕作溝の埋土も含む。上面の標高 60.2～60.5 m）
- 4層：褐灰色砂質土～細砂・橙色粘質土・青灰色粘土（上面が遺構面。古墳時代前期以前の河川堆積層。調査区西辺沿いにのみ存在。上面の標高 60.0～60.3 m）
- 5層：灰褐色土・褐灰色土～粘質土（上面が遺構検出面。地山。厚さ約 0.2～0.5 m。上面の標高 59.8～60.4 m）
- 6層：青灰色シルト質粘土・青灰色粘土（地山。厚さ 1.2 m 以上）

遺構は上層遺構と下層遺構に分かれ、時期は上層遺構が中世以降、下層遺構が古墳時代である。どちらも5層上面が遺構面であるが、4層が存在する調査区西辺沿いにおいてはその上面となる。4層は河川堆積層で土器細片をごくわずかに含むが詳細な時期は不明である。

上層遺構として耕作溝群と土坑 2 基がある。耕作溝は南北方向と東西方向の一群が存在し、基本的に南北方向の耕作溝が古い。南北方向の耕作溝は調査区全域に密に存在する。南北方向の中でも古い段階の耕作溝から 12 世紀の瓦器片が出土しており、耕作溝はこの時期以降に掘削されたと考えられる。耕作溝からの出土遺物は、量的には下層遺構（古墳時代）に由来する土器が大半を占め、中世の遺物は少ない。南北方向の耕作溝の中には調査区南壁付近で途切れるものが一定数あり、当時の地割との関連がうかがえる。東西方向の耕作溝も調査区全域に存在するが密度は南北方向より低い。また、掘りの深い東西溝が約 3.6 m 間隔で並ぶ状況が全域で確認できる。同様の状況を

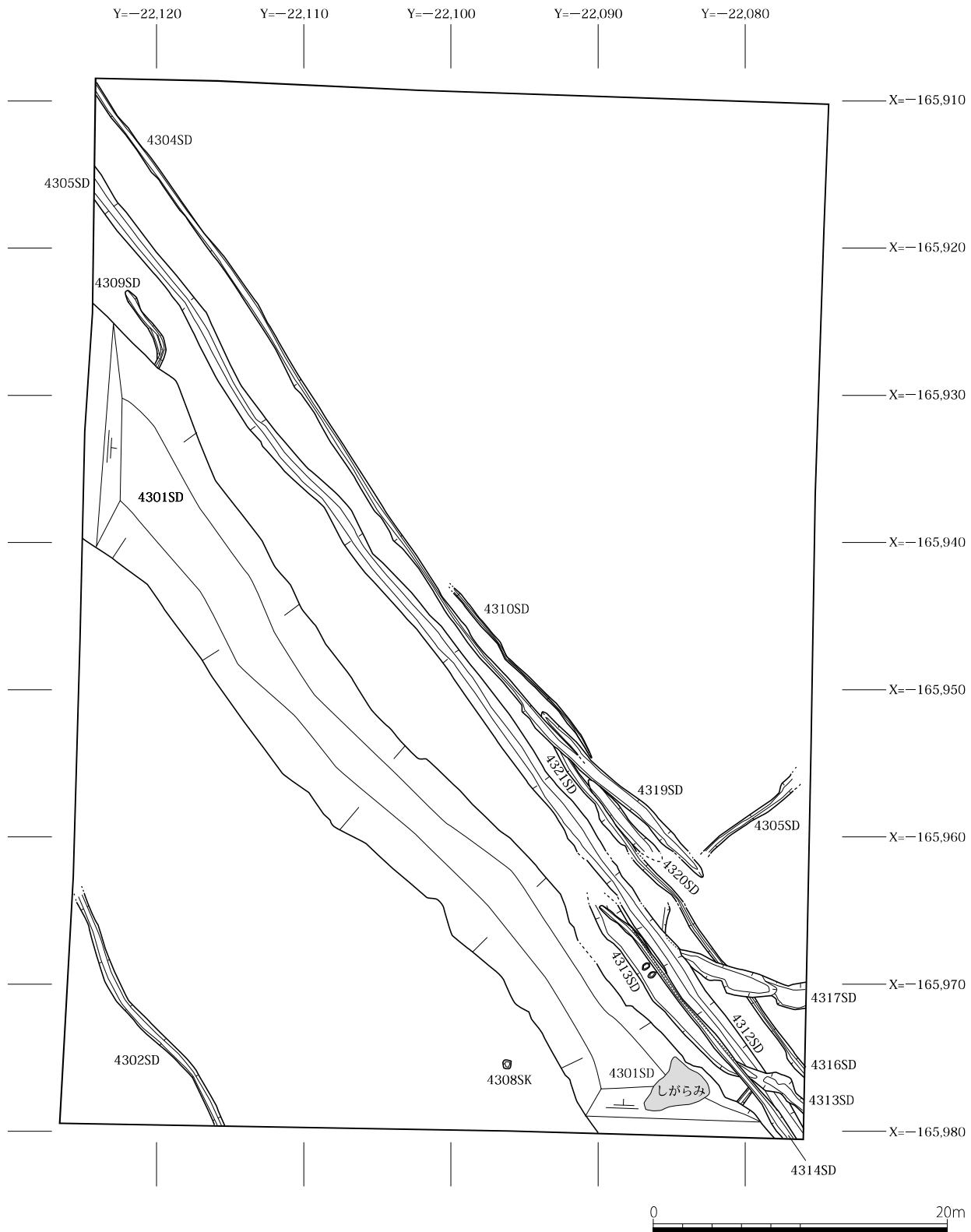


図3 4区古墳時代遺構平面図 (S=1/400)

平成 27 年度 1 区でも確認しており、大規模な耕作活動によるものと考えられる。

調査区南半に 2ヶ所、土取り穴と考えられる土坑が 2 基存在する (4001SK・4002SK)。いずれも平面形は長方形で深さ約 1.0 m である。遺構の重複関係から南北方向の耕作溝より新しく、東西方向の耕作溝より古いことが確認でき、土取り後にすぐ埋め戻されたと考えられる。ごく少量の土師器と瓦器が出土している。

下層遺構は古墳時代の遺構である。河道、溝、土坑があり、時期が明確な遺構はいずれも古墳時代中期である。調査区南東隅から北西部にかけて直線的に伸びる河道を境に、東西で様相が異なる。遺構は河道より東側に多く、西側は小規模な溝一条と土坑一基のみである。

4301SD は 2・3 区で確認している古墳時代中期の河道と同一の遺構で、その下流部分にあたる。幅約 7～10 m、深さ約 1.6～2.0 m を残す。南東から北西に向かってわずかに蛇行

しつと直線的に流れる。埋土は灰白色砂が大部分を占め、一部に灰～青灰色シルトが混ざる。4301SDの堆積土の層序は上・中・下層に分かれ、出土遺物からそれぞれの堆積時期は上層が古墳時代中期末頃、中層が中期中頃～後半、下層が中期前半であると考える。ただし中層・下層の境界は必ずしも明確ではない。河道底面は地山の粘土層で、河道埋土との差は明瞭である。上層下半では中期後半における幅約2.0～3.0 m、深さ約0.3～0.5 mの蛇行流路が全体で確認できる。2区と同様、中期後半には河道の大部分が埋没しつと小規模な河道として存在している。この蛇行流路内を含む上層からは河道の広い範囲で中期後半の遺物が出土する。河道の南東端では木材を用いたしがらみが構築されていることを確認している。これは2区で確認している水制のために構築されたしがらみと一連の構造物であると考えられ、その北端部にあたる。2区のしがらみと異なる点は、少なくとも木組み部分は構築時の状態を概ね保っていると考えられる点である。しがらみの構造は河道底面上に川砂で若干の盛土をして部分的に樹皮を重ね、その上から堅杭を河岸に直行する配列で打ち込んで枠組みとし、その間にさらに横木・盛土・樹皮を盛り重ねていくという構造である(写真参照)。樹皮は基本的に下流(北西)側に配されている。これらの木材と盛土で構成される非透過性の構造体が水制の役割を果たしていたと考えられる。なお、4区のしがらみはさらに南西に続くが、調査区および周辺道路保護のため全体の確認はできていない。下層からは中期前半の初期須恵器を含む土器等の遺物が出土している。中期後半の遺物と異なり、中期前半の遺物は河道上流(南東)側ほど量が多くなる傾向が明白である。また、南端部付近でも2区の出土量より少ない。中期全体を通しての遺物種としては土師器、韓式系土器、須恵器(火焰透かし高坏1点を含む)、製塩土器、埴輪、石製模造品、砥石、輪羽口、木製品・木材等がある。

河道4301SDの東側には複数の溝が存在する。河道と平行する形で掘られた直線的な溝が多く、調査区南東隅から北西隅へと縦貫する溝もある。このうち4305SDが最も規模が大きく幅約1.1～1.4 m、深さ約0.5～0.7 mを残す。調査区南東部ではこれらの溝の掘り直しが行われており、4312→4313→4314SDと位置と規模を若干変えて掘り直しを行っている状況も確認できる。この調査区南東部では河道および溝からの氾濫層と考えられる砂層(厚さ0.1 m程度)の広がりも存在し、一部の溝はその砂層下で検出される。4区では河道の氾濫層が広く存在するのはこの一帯のみである。これらの溝からの出土遺物は土師器や須恵器があるが量は非常に少なく、多くの遺物が残されている河道とは対照的である。このうち時期が明確な土器は中期後半が主である。

4302SDは調査区南西部に位置する蛇行溝である。幅約0.5～0.8 m、深さ約0.15 mを残す。構造や埋土の共通性から3

区の3102SDと同一の溝である可能性もある。

4308SKは河道西側に位置する平面形が一辺約0.6 mの隅丸方形の土坑である。断面の形状は台形で、深さは約0.5 mである。

### 3. まとめ

調査の結果、中世と古墳時代を中心とする時期の遺構・遺物が存在することを確認した。

中世以降については耕作地としての土地利用が継続しており、耕作活動の変遷や河川の氾濫を受けた後の再耕地化の繰り返し等の状況も確認できる。

古墳時代については南東に隣接する2区と同様、主に中期の遺構・遺物が存在する。2区で古墳時代中期の遺物が多量に出土した河道が、下流である北西方向へと続く状況を確認している(調査区位置図参照)。河道は西岸が3区東辺付近で大きく屈曲し、3区南東部の3105SDはその攻撃面にあたる。2・3区の北端部から4区にかけての範囲では河道は幅約7～10 mの規模を保ちつと直線的に北西に流れる。河道の4区南端部ではしがらみの存在を確認しており、これが2区から広がる水制目的と考えられる一連のしがらみ遺構の北端にあたる。しがらみは強い水流を受ける上流側(2区中央部寄り)では概ね位置を保ちつとも倒壊した状態で出土しており、水流が弱まっていると考えられる下流側(4区)では構築時の状態を保った状態で出土している。2・3区における西～南岸の乱れとそれ以北の安定した両岸の状態は、しがらみにより制御された水流によって形成されたと考えられる。3・4区の河道からの出土遺物は、遺物の種類および時期幅としては2区と同様である。一方で、2区では中期前半の遺物が量的に主であったが今回の調査区(特に4区)では中期後半の遺物が多いという差異もある。これは中期前半の遺物は2区を中心とする南側に集まるのに対し、中期後半の遺物は河道全体に散らばる形であることによる。この間の時期に河道も埋没がかなり進んでおり、土地利用の在り方に変化があったことがうかがえる。

河道以外の遺構を見ると、河道より西側は小規模な溝や土坑が存在する程度である。河道の東側は西側よりも遺構が多く、4区では溝群を確認している。河道と平行して掘削された直線溝が複数含まれており、これらの溝は4区と2区の間(現況道路部分)で河道から接続している可能性が高い。また一部は東に屈曲して2区北東隅に存在する溝に繋がる可能性もある。これらは導水や区画等の役割を果たしていたものと考えられる。なお、溝群より東側でも4区北東部一帯は古墳時代の遺構が存在せず、上層の耕作層中に含まれる古墳時代遺物も希薄であり、これも周辺の土地利用の在り方を考える手掛かりとなる。

(石坂泰士)





写真1 3区 古墳時代遺構検出状況 - 南東から。奥が4区 -



写真2 3区 古墳時代遺構完掘状況 - 南東から -





写真3 4区 古墳時代遺構検出状況 - 北西から -



写真4 4区 古墳時代遺構完掘状況 - 北西から。河道の一部のみ調査途中段階





写真5 4区 古墳時代河道・溝群検出状況 - 南東から -



写真6 4区 4312・4313・4314SD 検出状況 - 南東から -



写真7 4区 古墳時代河道・溝群完掘状況 - 南東から -



写真8 4区 4301SD 北半部土層断面 - 南東から -



写真9 4区 4301SD 上層蛇行流路検出状況 - 南東から -



写真10 4区 4301SD 上層蛇行流路完掘状況 - 南から -



写真11 4区 4301SD 北半部流木出土状況 - 南から -



写真12 4区 4301SD 土器・木器出土状況 - 南西から -





写真13 4区 4301SD南端 しがらみ出土状況 - 南西から。右が上流側 -



写真14 4区 4301SD南端 しがらみ出土状況 - 北東から -



写真15 4区 4301SD南端 しがらみ 横木・樹皮類出土状況 - 東から -



写真16 4区 4301SD南端 しがらみ縦杭列出土状況 - 南西から -



写真17 4区 4301SD南端 しがらみ縦杭列東辺出土状況 - 南から -



# 藤原京右京五条十坊、慈明寺遺跡

調査地 榎原市慈明寺町地内、山本町地内

調査期間 令和 2 年 12 月 14 日～令和 3 年 3 月 10 日

調査面積 930.0 m<sup>2</sup>

調査原因 市道築造

## 1. はじめに

今回の調査は、榎原市教育委員会が平成 27 年度から継続して実施している市道築造・整備に伴う発掘調査である。調査地は畝傍山の北側に広がる現況水田地であり、標高は南から北に向かって緩やかに低くなる地形である。調査地の西端から西に約 100 m の地点には高取川が南から北へと流れている。

調査地は藤原京の範囲に含まれ、復元条坊の呼称では藤原京右京五条十坊の南端部付近にあたる。今回の調査地点は遺跡地図上では五条大路の想定線上に位置しているが、近隣の発掘調査（榎教委 2016-4 次、榎教委 2019-2 次）により五条大路はこの想定線よりも南に位置する可能性が高いことが明らかになっている。また、調査地は東端部が西九坊大路に接する位置にあり、南北方向の里道を挟んで東隣で実施した発掘調査（榎教委 2019-2 次）では西九坊大路東側溝の存在を確認している。この他に縄文時代～中世の遺物散布地である慈明寺遺跡の範囲にも含まれる。

## 2. 調査の概要

調査対象地は東西方向に長く、その中央を東西に貫く形で農業用水路が通っている。農業用水路は利用が継続しているため、調査区はこれを挟んで南・北 2 ヶ所に分けて設定している（北区・南区）。この農業用水路が東端で南へ屈折する都合で南区の調査区東端は北区よりもやや西の位置となる。両調査区とも調査時点では水田地で、現況水田面高は全体として北区のほうが南区よりも低い。調査は両調査区を並行して実施している。遺構面までの掘削を重機で行い、以後の作業は人力で行っている。遺構番号は北区で 101 から、南区で 201 から順に付与しており、調査区を跨いで同一であると考えられる遺構についても調査区ごとにそれぞれ番号を付与している。以下に両調査区を合わせて成果を述べる。

### 基本層序

I 層：水田耕土（現代。上面高は北区 63.3 ～ 63.6 m、南区 63.8 m）

II 層：灰黄色～灰色粘質土（中世～近世の耕作層。厚さ 0.2 ～ 0.4 m）

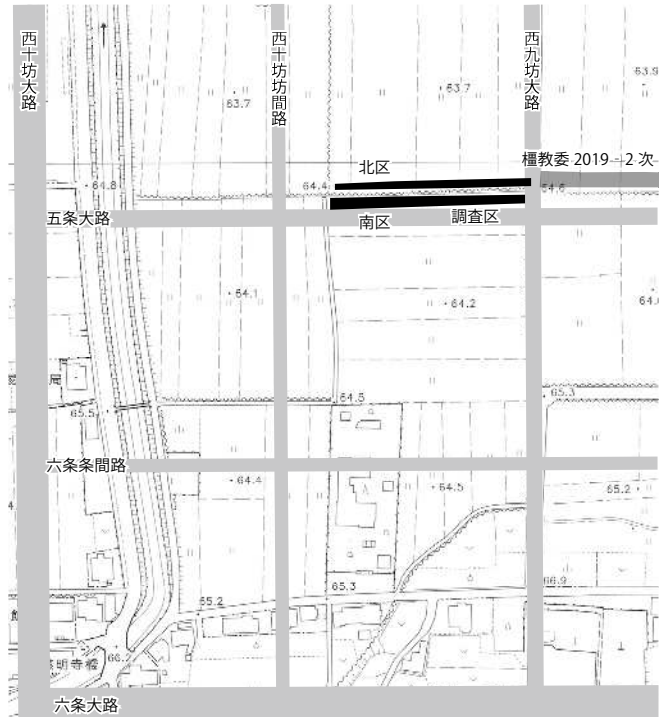


図 4 発掘調査地位置図 (S=1/4,000)

III 層：灰褐色砂質土、橙灰褐色砂質土（弥生時代～古墳時代初頭の遺物包含層。南区西半を中心とする範囲に部分的に存在する。上面が遺構面。上面高は 63.0 ～ 63.1 m。厚さ約 0.1 ～ 0.12 m）

IV 層：褐灰色粘質土～砂質土（弥生時代以前の堆積層。地山。上面が遺構面。上面高は北区 62.8 ～ 63.2 m、南区 63.0 ～ 63.3 m。厚さ約 0.1 ～ 0.4 m）

V 層：にぶい黄橙色砂質土、灰黄褐色シルト、浅黄色～黄橙色シルト質粘土、暗灰色粘土（地山。上面高は 62.6 ～ 62.9 m。厚さ 0.8 m 以上）

基本層序は、地点による III 層の有無を除いて調査区全体で概ね共通する。遺構面は III・IV 層上面である。III 層が存在する範囲では III 層掘り下げ後の IV 層上で遺構確認を行っているが明確に III 層下と考えられる遺構は存在していない。その範囲外では III 層と同時期と考えられる遺構が存在している。遺構面高は両調査区とも東から西に向かって緩やかに低くなっており、北区と南区を比べると北区の方が全体に約 0.1 ～ 0.2 m 低く、遺構面の削平が進んでいる。この傾向は西側ほど強い。北区には掘削が遺構面下にまでおよぶ近現代の攪乱（暗渠等）が多数存在しており、北区東端部には直径約 3 m の野井戸も存在する。

遺構の時期は中世、藤原京期、弥生時代終末期～古墳時代前期の大きく三時期に分かれる。出土遺物にはこれらより古い弥生時代の遺物も少量含まれる。

中世の遺構は耕作溝、土坑、ピットがある。

耕作溝は調査区全体に存在する。耕作溝の方向は東西方向と南北方向があり、基本的に東西方向の耕作溝が新しい時期の遺

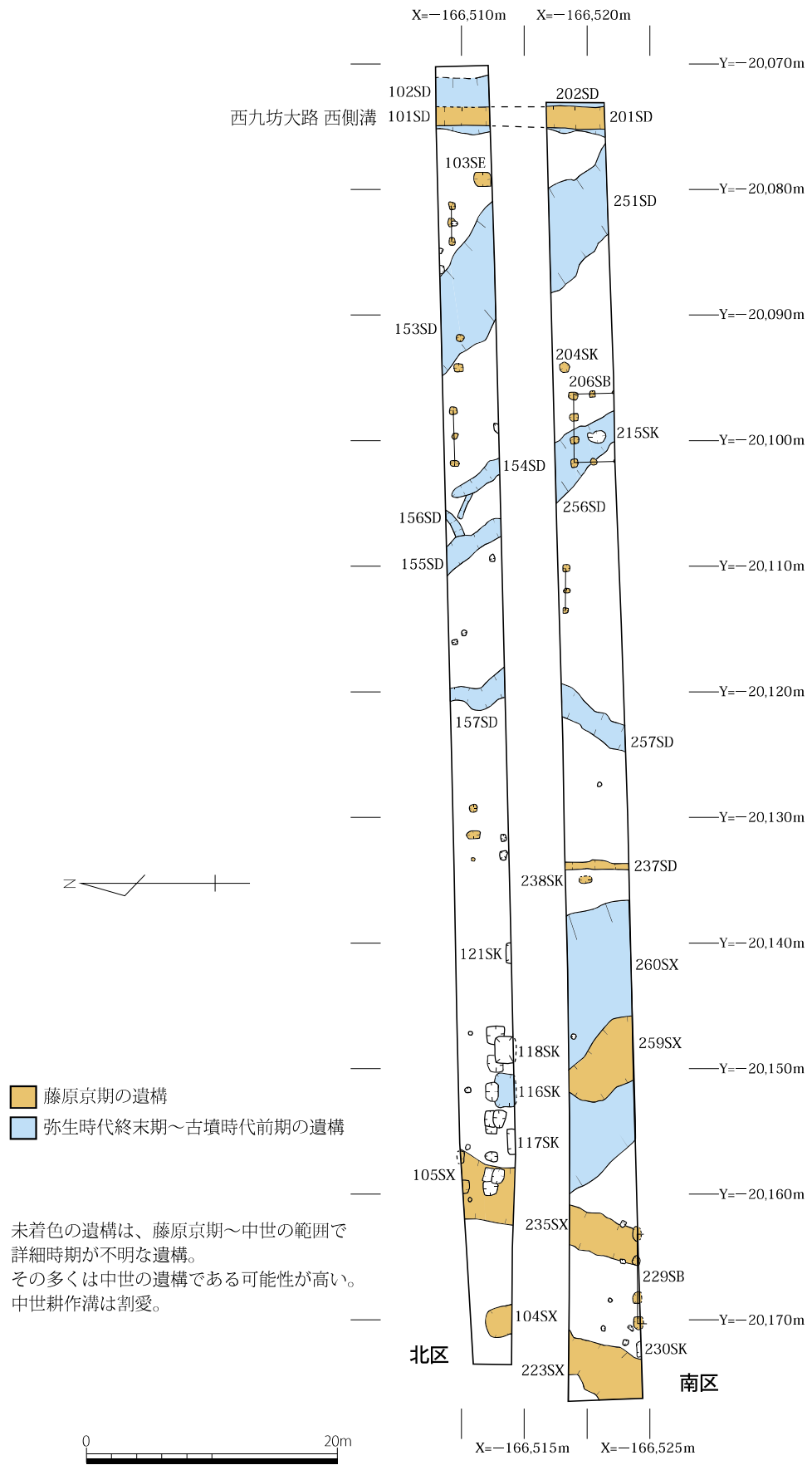


図5 遺構平面図 (S=1/500)

構である。中世の遺物の出土量は非常に少ないが、南北方向の溝には12世紀頃の瓦器片が含まれる。南北方向の耕作溝は南区では調査区を縦断する一方、北区で調査区南半で途絶えるものが大半を占め、北区と南区で耕作溝が連続していないことが確認できる。

北区の西半には耕作溝群よりも古い比較的大型の土坑が複数存在する。それぞれの土坑の規模は一辺0.8～1.8 m、深さ0.7～1.0 mで、平面形は隅丸方形を基本とする。粘土等の土取り穴である可能性が高い。いずれも出土遺物が非常に少ないが117SK・118SK・121SKからは中世の土器の細片が出土している。他の土坑については中世以前に遡る可能性も残る。

ピットは北区と南区西部に散在する（平面図には耕作溝より古いピットを図示している）。土坑と同様に出土遺物が非常に少なく、この中には中世よりも古い時期のピットを含む可能性がある。

藤原京期の遺構には西九坊大路西側溝を含む溝、掘立柱建物・塀、井戸、土坑、落ち込みがある。

調査区東端部に存在する101SD・201SDは同一の南北溝であると考えられる。規模は101SDが幅1.4 m・深さ0.2 m、201SDが幅1.7 m・深さ0.3 mである。底面高は両者とも標高63.0 mでほぼ同一である。どちらも藤原京期の遺物が出土している。201SDは西辺が101SDよりも西側に広がっているが、これは下層にある201SDの軟弱な砂層を遺構ベース層としており溝の西肩部が崩れた影響であると考えられる。101SD・201SDは近隣の発掘調査（榎教委2016-4次、榎教委2019-2次）で確認されている西八坊大路・西九坊坊間路との位置関係から、西九坊大路の西側溝であると考えられる。今回の調査地の東隣で実施した発掘調査（榎教委2019-2次。西区）では、西九坊大路の東側溝と考えられる南北溝2235SDを確認している。この2235SDを東側溝、今回確認した101SDを西側溝とした場合、溝芯々間距離は8.5 m、路面幅7.4 mとなる。東側溝（2235SD）と西側溝（101SD・201SD）の周辺には他に道路側溝の候補となる南北溝の存在は確認されていない。西九坊大路は、調査地から北に約300 mの地点で奈良県立橿原考古学研究所が実施した四条シナノ遺跡の発掘調査において存在が確認されており、その両側溝の芯々間距離は約8.4～8.5 mと、今回確認したものと同規模である。四条シナノ遺跡の西九坊大路西側溝（X=-166,211.39 m、Y=-20,076.23 m）と今回確認した西側溝101SD（X=-166,510.00 m、Y=-20,074.20 m）との振れはN-0° 38' 49"-Wである。

西九坊大路西側溝201SDから西に約60 mの地点に南北溝237SDが存在する。南区での検出幅0.4～0.7 m、深さ0.05 mである。藤原京期の土器が出土している。北区では遺構面高が

237SD底面よりも低く耕作溝が重なる位置にあることもあって、その存在を確認できない。宅地を区画する溝である可能性がある。

調査区東半部および南西部で掘立柱建物もしくは塀と考えられる遺構を確認している。206SBは調査区東半部に位置する東西3間（5.4 m）×南北2間以上（3.3 m）の掘立柱建物である。検出範囲南端の柱穴は東西方向の耕作溝によって大部分が削平されているが、西辺・東辺の柱根を確認できている。遺存状況が良い柱穴でも一辺約0.4～0.6 m、深さ最大約0.3 mである。229SBは調査区南西部に位置し、柱穴が東西3間（7.2 m）並ぶ。柱穴の規模は一辺約0.6～1.2 m、深さ約0.4 mである。柱間距離は両側2.1 mに対し中央3.0 mと中央間が広い。この他に調査区東半部を中心に東西2間以下の建物ないし塀を複数確認している。これらの建物群はほぼ正方位で建てられており、西九坊大路を挟んで東隣の宅地における建物群の状況（軸が北で西に振れる）と異なっている。

103SEは調査区東端部、101SDから西に約4 mの地点に位置する井戸である。掘方は一辺1.1～1.2 mの隅丸方形、深さ1.2 mである。藤原京期の土器が出土している。

204SKは206SBの北東に位置する土坑である。平面形は直径0.8 mの円形、深さは0.25 mである。藤原京期の土器片や炭化物が出土している。

調査区西部には複数の落ち込みが存在する。104SXと223SX、105SXと235SXはそれぞれ同一の遺構であると考えられる。これらは深さ最大0.1 mの浅く広い溝状の窪みに対して黄橙色シルト～粘土（遺構面より0.5 m程度下層に同様の地山層が存在）で埋め立てを行っている。出土遺物は非常に少ないが、わずかに7世紀代の土師器が確認できる。なお、229SBは235SX上面に構築されている。259SXは深さ最大0.2 mの不整形の落ち込みで、埋土は上記104SX等の落ち込みと異なる。また、藤原京期の遺物が一定量出土している点も差異として挙げられる。

弥生時代終末期～古墳時代前期の遺構は土坑、溝、落ち込みがある。遺構の時期はさらに弥生時代終末期～古墳時代初頭と古墳時代前期前半とに分かれる。今回の調査における出土遺物の量は、この時期が半数以上を占める。

116SKは北区西半部に位置する土坑である。平面形は一辺1.6×2.6 mの隅丸方形、深さは0.3 mである。土坑の底面に広がる形で弥生時代終末期～古墳時代初頭の土器が多数出土している。

102SD・202SDは調査区東端部に位置する一連の溝である。北区102SDは攪乱によって、南区202SDは溝の東半が調査区外に位置するため、遺構の全体像は不明であるが概ね南北方向の溝であると考えられる。深さは約0.9 mで、ほぼ全体が灰



色細砂～砂で埋まっている。弥生時代終末期の遺物が出土しており、特に下層に多い。調査時には西九坊大路西側溝と位置が重なることから、これに先行する関連遺構である可能性を検討したが、結果として時期に大きな隔たりがあることが明らかになった。153SD・251SDは南東～北西方向に伸びる幅約5.0～7.0 mの溝である。溝の断面形は台形で底面幅は約1.1 m、深さ約1.0 mである。古墳時代前期前半の遺物が多く出土している。

154～157SD、256SD、257SDは古墳時代前期の土器が出土する溝である。深さは最大約0.3 mである。

260SXは南区西部に位置する落ち込みで、基本層序Ⅲ層の主な分布範囲がこれに相当する。深さ最大0.15 mの落ち込みで、南側が深く北側は浅い。この北側にあたる北区西部にもⅢ層がごく薄く広がるが、分布は点的であるため平面図には図示していない。古墳時代初頭以前の遺物を少量含む。

### 3. まとめ

調査の結果、中世、藤原京期および弥生時代終末期～古墳時代前期を中心とする時期の調査成果を得ている。

調査地点は『大和国条里復原図』によると北区が高市郡路西二十七条三里字トノモリ、南区が同字三ノ坪にあたり、両調査区の間を通る水路部分が坪界となっている。今回確認した中世の耕作溝の様相も両調査区で違いが存在し、中世における坪界の在り方を看取することができる。

藤原京期については、藤原京右京五条十坊東南坪の南端付近の様相を東西約100 mにわたって広く確認できたと言える。遺構としては、昨年度の調査（榎教委2019-2次）と合わせて西九坊大路の両側溝を確認している。今回の調査区と昨年度調査区との間には南北方向の里道が存在しており、これがちょうど西九坊大路に重なる位置に存在する。五条大路については近隣での調査成果と同様、想定地点に道路遺構が無い一方で藤原京期の建物や井戸等の遺構が存在することから、五条大路自体は調査区の南に存在する可能性が高いことを追認している。

弥生時代終末期～古墳時代前期の遺構は、複数の溝や土坑の存在を確認している。調査地から北方および東方で実施されている既往の調査では当該期の遺構・遺物は量が限られており、今回の調査地およびその南～西方の一带に活動領域の中心があると推測される。また、調査地から南に約400 m、畝傍山北西の尾根上には古墳時代前期に築かれたと考えられるスイセン塚古墳があり関係性が注目される。周辺の各調査では弥生時代後期や古墳時代中期の遺構・遺物の存在が確認されており、これらとの繋がりも注意が必要となる。（石坂泰士）

#### 【参考文献】

奈良県立橿原考古学研究所編 2007『四条シナノ遺跡』



写真18 北区 中世遺構検出状況 - 東から -

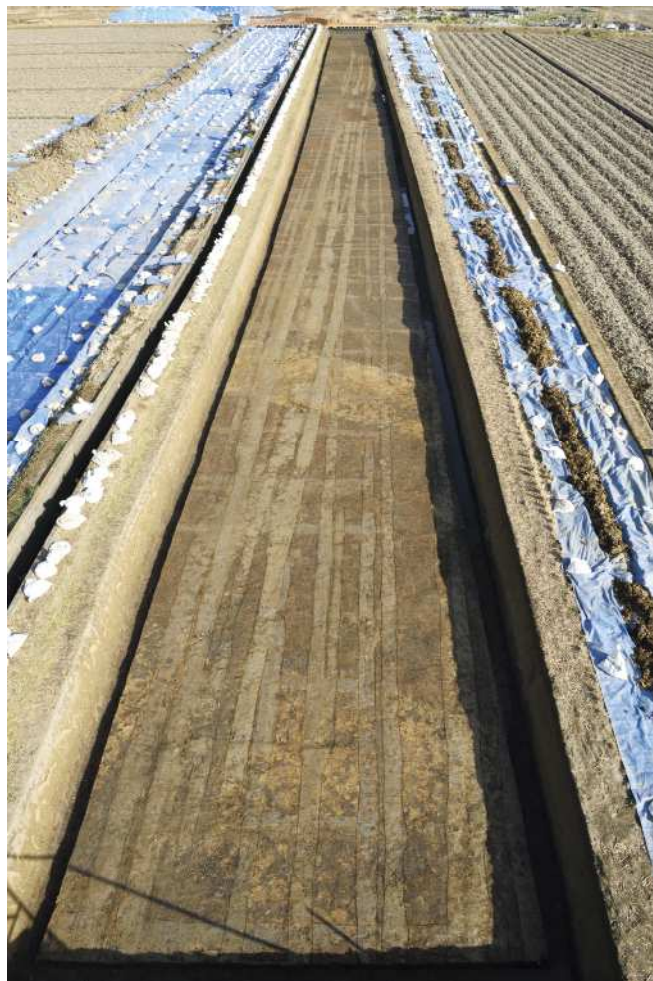


写真19 南区 中世遺構検出状況 - 西から -





写真 20 北区 藤原京期遺構検出状況 - 東から -



写真 21 南区 藤原京期遺構検出状況 - 西から -



写真 22 北区 弥生～古墳時代遺構検出状況 - 東から -



写真 23 南区 弥生～古墳時代遺構検出状況 - 西から -





写真 24 南区 弥生～古墳時代遺構検出状況 - 東南東から -



写真 25 南区 完掘状況 - 東から -



写真 26 北区西半 土坑群 - 東から -



写真 27 調査区東端 西九坊大路西側溝完掘状況 - 南から -





写真 28 南区 206SB 完掘・256SD 検出状況 - 南から -



写真 29 北区 154・155・156SD 検出状況 - 西から -





写真30 北区 118SK 土層断面 -北から-



写真31 南区 206SB 検出状況 -南から-



写真32 南区 223・235SX 検出状況 -東から-



写真33 南区 235SX 完掘状況 -南西から-



写真34 南区 116SK 北半遺物出土状況 -北東から-



写真35 南区 202SD 土層断面 -南から-



写真36 南区 251SD 土層断面 -南東から-



写真37 南区 251SD 南半遺物出土状況 -南西から-

## Ⅱ．埋蔵文化財申請業務

令和2年度 埋蔵文化財申請件数一覧表

	踏査願	の発掘届出調査	埋蔵文化財発掘届出					埋蔵文化財発掘通知					現状変更		取下書	
			通知内容					通知内容					許可申請	完了届		
			発掘調査	工事立会	慎重工事	工事先行	計	発掘調査	工事立会	慎重工事	工事先行	計				
道路								1	3				4			
住宅			2	15	31	1	49									1
個人住宅			6	26	140		172									
店舗					3		3									1
住宅兼工場等			1				1									
その他建物				6	4		10									
宅地造成			9	1	1		11									
その他開発				10	15		25		17	7		24	18	7		
ガス等				12	65		77		15	6		21	1			
農業関係			1	1			2		1			1		2		
河川																
学校																
工場																
公園造成																
観光開発													3	1		
学術													1	1		
遺跡整備																
その他													1	1		
計			19	71	259	1	350	1	36	13		50	24	12		2
総件数																438

## Ⅲ．史跡整備事業

### 史跡地の公有化

史跡公園整備に向け、史跡指定地の公有化を図っている。

#### ○丸山古墳

所在地：榎原市五条野町・大軽町

概要：越智岡丘陵の東、高取川をはさんで東に続く台地の西端に、前方部を北にして築かれた6世紀後半の大型の前方後円墳である。

墳丘全長約330m、後円部径約150m、前方部幅約210mを測り、県下最大の前方後円墳古墳である。石室の全長は26m以上あり、玄室内に2個の家形石棺があることが判明している。

#### (1) 公有化基本方針

現在、古墳の前方部の一部は国道169号線によって分断された状態にあり、完全な前方後円墳としての形は整えていないが、墳丘の大部分と東側の周濠や周庭帯は部分的にその姿をとどめている。可能な限り古墳本来の姿を保ちつつ、市民生活の中に活用し、保存と活用を調和させながら将来にわたる本市の

象徴の一つとしたい。

#### (2) 公有地化計画

史跡の現況を考慮し3地区に分類し、地区ごとの計画を定める。なお、今後も調査研究や地域の社会環境の変化に応じて地域区分に修正を加えていくものとする。

#### 【公有化事業】

令和2年度事業：令和3年度へ繰越

令和元年度事業：五条野町 404.9㎡

## Ⅳ．指定文化財維持管理事業

### 1. 草刈

史跡地およびその周辺への雑草の影響を軽減し、また見学者が快適に見学できるように配慮し、年1回以上の草刈を実施している。

#### 【作業箇所】

国指定特別史跡本薬師寺跡、国指定史跡新沢千塚古墳群、国指定史跡丸山古墳、国指定史跡菖蒲池古墳、国指定史跡植山古墳



## 2. 修理事業

指定文化財修理事業経費の部分補助を行っている。

### 【解体修理】

国指定重要文化財建造物称念寺本堂（今井町）

国指定重要文化財建造物旧織田屋形大書院および玄関（久米町）

国指定重要文化財彫刻木造大日如来坐像（小綱町）

市指定建造物称念寺庫裏および客殿対面所天井画（今井町）

### 【部分修理】

国指定重要文化財建造物河合家住宅（今井町）、国指定重要文化財建造物瑞花院本堂（小槻町）、県指定建造物山尾家住宅（今井町）

## 3. 管理事業

指定文化財管理事業経費の部分補助を行っている。

### 【事業実施箇所】

○国指定重要文化財建造物榎原神宮本殿（久米町）、国指定重要文化財建造物人麿神社本殿（地黄町）、国指定重要文化財建造物瑞花院本堂（飯高町）、国指定重要文化財建造物今西家住宅（今井町）、国指定重要文化財建造物豊田家住宅（今井町）、国指定重要文化財建造物音村家住宅（今井町）、国指定重要文化財建造物河合家住宅（今井町）、国指定重要文化財建造物高木家住宅（今井町）、国指定重要文化財建造物中橋家住宅（今井町）、国指定重要文化財建造物森村家住宅（新賀町）

○県指定建造物旧上田家住宅（今井町）、県指定建造物吉川家住宅（山之坊町）、県指定彫刻木造聖徳太子（大久保町）

○市指定建造物旧常福寺観音堂付棟札2枚（今井町）、市指定建造物旧常福寺表門（今井町）

また、毎年文化財防火デー前後に合わせて行われる消防署による消防設備の点検を文化財所有者立会いの下、合同で行っている。

## 4. 倒木への応急措置

新沢千塚18号墳は、史跡新沢千塚古墳群を構成する古墳の1基である。新沢千塚古墳群の北群の北端部に位置し、丘陵の東側斜面に築かれた円墳で直径約10mを測る。これまでに発掘調査は行われておらず、詳細な時期等は不明である。

令和3年1月28日夜中から翌日未明にかけての強風の影響により、第18号墳の墳丘頂部に生えていた樹木が根元から倒れ、墳頂部の土が巻き上げられて墳丘が損傷した。翌29日、公園内の定期巡回の際に倒木を確認し、県文化財保存課への報告・協議の上、当市文化財課で応急処置を行うこととなった。

18号墳の墳丘部の巻き上げられた土の中から遺物の出土が確認できたため、記録作成の後、遺物の取り上げを行った。併せて墳丘の損傷部分の精査・検出作業を行った

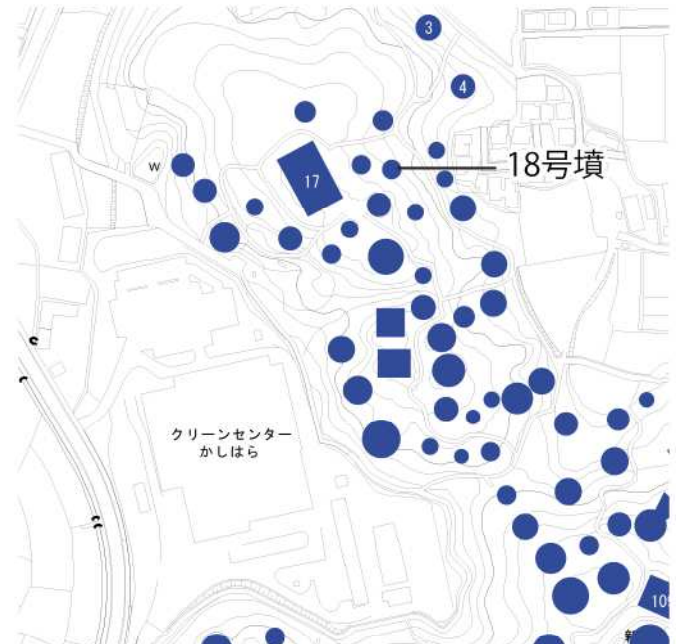


図6 新沢千塚古墳18号墳位置図

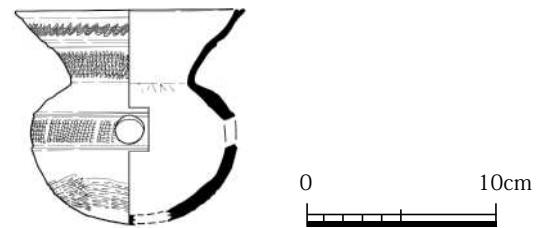


図7 新沢千塚古墳18号墳出土須恵器礎 (S=1/4)



写真38 倒木状況（南から）



写真39 倒木状況（西から）





写真40 遺物出土状況（西から）



写真41 遺物出土状況（西から）



写真42 検出状況（北から）



写真43 倒木撤去作業完了後（南西から）

が、埋葬施設と断定できるような痕跡は確認できなかった。検出作業後は埋め戻しを行い、倒木を撤去した。

遺物は、須恵器甕1点のほか、須恵器・土師器の細片が出土している。須恵器甕は、底部にたたき痕が残っており、5世紀中頃のものと思われる。出土位置から、これらの遺物は埋葬儀礼に伴うものと考えられる。

## V. 無形民俗文化財保存事業

### 【檀原市だんじり保存会】

市内に現存する優れただんじりを普及・啓発し後世に伝承することを目的とし、だんじりに関する調査、研究並びにだんじりの維持管理事業を行っている。現在、檀原市には保存会により江戸時代末期から明治時代にかけて製作されただんじりが10台（十市町7台・今井町2台・小綱町1台）が保存されている。

- だんじり維持管理  
提灯修理等

### 【ほうらんや奉賛会】

県指定文化財及び国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択を受けた「東坊城のホーランヤ」を継承することを目的に活動している。

- 松明材料費  
青竹・荒縄・菜種柄・小麦藁等

## VI. 指定文化財の解除・指定

- 称念寺文書 県指定に伴う市指定解除

令和3年3月12日付告示

有形文化財（古文書） 称念寺文書 1,134点

桃山時代～昭和時代

これにより、下記市指定文化財2点が指定解除となった。

- ・明智光秀今井郷惣中宛書状 1幅
- ・織田信長今井郷惣中宛赦免状 1幅

- 地車（だんじり）の指定

令和2年度の檀原市文化財審議会において文化財の新規指定案件について審議し、答申・告示を経て台帳に追加した。その結果、本市の市指定文化財は有形文化財18件（建造物7、彫刻3、書跡6、考古資料1、歴史資料1）、民俗文化財（有形民俗4）の計22件となった（令和3年2月末現在）。なお令和2年度に新たに指定となった地車（だんじり）は、これまで近隣の大阪府・兵庫県・和歌山県に指定例はあるが、奈良県内では初の指定である。

以下、審議会とその経緯並びに指定文を掲載する。

## 市指定文化財

令和2年度において、下記の文化財を令和2年11月26日開催の橿原市文化財審議会に諮問した。当審議会の答申を受けて同年2月22日に告示、市指定文化財として台帳に登録した。このたびの新たな指定物件は、民俗文化財（有形民俗）3件である。有形民俗文化財の指定は、昭和50(1975)年の百人一首絵馬14面以来である。

### 橿原市文化財審議会 委員名簿（令和2年11月26日現在）

氏名	選出分野	備考
槇尾 幸雄	市議会の議員（議長）	市文化財保護条例第6条第2項（1）
廣井 一隆	市議会の議員（副議長）	市文化財保護条例第6条第2項（1）
浦西 勉	民俗資料	市文化財保護条例第6条第2項（2） 【会長】
島田 敏男	建造物	市文化財保護条例第6条第2項（2）
新海 宏枝	文化財の活用	市文化財保護条例第6条第2項（2） 【副会長】
鈴木 喜博	美術工芸	市文化財保護条例第6条第2項（2）
千賀 久	考古資料	市文化財保護条例第6条第2項（2）
清野 孝之	考古資料	市文化財保護条例第6条第2項（2）
西久保 智美	文化財の活用	市文化財保護条例第6条第2項（2）
森本 育寛	古文書	市文化財保護条例第6条第2項（2）

## ■ 十市の地車(だんじり)・今井の地車(だんじり)・小綱の地車(だんじり)

### ①十市の地車(だんじり) <答申 第1号>

種 別 民俗文化財（有形民俗）

名称・員数 十市の地車(だんじり) 7台

北ノ辻地車  
上ヶ田北垣内地車  
上ヶ田南垣内地車  
南垣内地車  
市場東垣内地車  
市場西垣内地車  
中殿垣内地車

所 在 橿原市十市町 十市御縣坐神社境内ほか

所有者の住所 橿原市十市町 北ノ辻垣内

及び名称

上ヶ田北垣内  
上ヶ田南垣内  
南垣内  
市場東垣内  
市場西垣内  
中殿垣内

管理責任者の  
住所及び名称

橿原市十市町 橿原市十市町自治会

品 質

木造・木地（一部彩色） 7台

形 式

上地車形 7台

型 式

堺型 3台 上ヶ田北垣内地車、市場東垣内地車、  
市場西垣内地車  
住吉型 3台 北ノ辻地車、上ヶ田南垣内地車、南垣内地車  
船型 1台 中殿垣内地車

年代又は時代

北ノ辻地車 明治時代中期  
上ヶ田北垣内地車 明治時代初期から中期  
上ヶ田南垣内地車 明治時代初期から中期  
南垣内地車 明治20（1887）年  
市場東垣内地車 江戸時代・幕末から明治時代初期  
市場西垣内地車 江戸時代・幕末から明治時代初期  
中殿垣内地車 江戸時代・幕末

法 量

北ノ辻地車  
総高（大屋根）3.75m、（小屋根）3.25m  
大屋根長2.04m、同幅2.20m、小屋根長1.31m、同幅2.12m  
床奥行長2.83m、同幅1.79m、同高1.47m  
土呂幕土呂板高0.39m  
土呂台長3.20m、同高0.62m  
軸間長 1.65m  
上ヶ田北垣内地車  
総高（大屋根）3.70m、（小屋根）3.10m  
大屋根長2.08m、同幅2.03m、小屋根長1.07m、同幅1.94m  
床奥行長2.82m、同幅1.66m、同高1.05m  
土呂幕土呂板高0.74m

土呂台長 3.42m、同高 0.49m

軸間長 1.49m

上ヶ田南垣内地車

総高（大屋根）3.49m、（小屋根）2.92m

大屋根長 1.96m、同幅 2.02m、小屋根長 1.12m、同幅 1.95m

床奥行長 2.40m、同幅 0.98m、同高 1.365m

土呂幕土呂板高 0.54m

土呂台長 3.00m、同高 0.51m

軸間長 1.32m

南垣内地車

総高（大屋根）3.47m、（小屋根）3.07m

大屋根長 1.90m、同幅 1.96m、小屋根長 1.38m、同幅 1.90m

床奥行長 2.57m、同幅 1.74m、同高 1.29m

土呂幕土呂板高 0.34m

土呂台長 2.93m、同高 0.49m

軸間長 1.15m

市場東垣内地車

総高（大屋根）3.66m、（小屋根）3.08m

大屋根長 2.00m、同幅 2.04m、小屋根長 1.03m、同幅 1.96m

床奥行長 2.82m、同幅 1.68m、同高 1.50m

土呂幕土呂板高 0.62m

土呂台長 3.35m、同高 0.55m

軸間長 1.33m

市場西垣内地車

総高（大屋根）3.60m、（小屋根）3.06m

大屋根長 2.14m、同幅 2.06m、小屋根長 1.08m 長、同 1.95m

床奥行長 2.81m、同幅 1.63m、同高 1.495m

土呂幕土呂板高 0.58m

土呂台長 3.33m、同高 0.49m

軸間長 1.44m

中殿垣内地車

総高（大屋根）3.51m、（小屋根）3.00m

大屋根長 2.28m、同幅 2.16m、小屋根長 1.23m、同幅 1.98m

床奥行長 2.67m、同幅 1.68m、同高 1.52m

土呂幕土呂板高 0.51m

土呂台長 4.57m、同高 0.51m

軸間長 1.45m

製 作 者

北ノ辻地車

住吉大佐（11代目）川崎仙之助、又は同12代  
目川崎宗吉、3代目西岡清蔵・弥三郎兄弟等



上ヶ田北垣内地車	堺の地車大工（木村一門か）、西岡弥三郎・岡村平次郎
上ヶ田南垣内地車	住吉大佐（11代目）川崎仙之助、西岡弥三郎・岡村平次郎、 又は2代目西岡又兵衛等
南垣内地車	住吉大佐の地車大工、彫刻師辻田友治郎又はその一門
市場東垣内地車	堺の地車大工（木村一門か）、〈彫又〉2代目西岡又兵衛と同一門
市場西垣内地車	堺の地車大工（木村一門か）、〈彫又〉2代目西岡又兵衛と同一門
中殿垣内地車	大工不明、彫刻師「相野伊兵衛」銘あり （相藤）4代目相野伊兵衛直之か）

意 匠

1. 彫刻

北ノ辻地車	
鬼板	獅子噛み
箱棟	小屋根：猿掴む鷲
拝懸魚	大屋根：奇稲田姫、小屋根：大天狗と烏天狗
隣懸魚	青龍・麒麟
車板	大屋根：青龍、小屋根：牛若丸、鞍馬山で修行するの 僧正坊と烏天狗2羽
枅合	唐獅子
柱巻	なし（角柱に牡丹と唐獅子のレリーフ）
木鼻	唐獅子・獅子
見送り	木村又蔵・後藤又兵衛・加藤清正
角障子・脇障子	平敦盛・熊谷次郎直実・神功皇后・竹内宿禰応神天皇を抱く
勾欄	源頼朝、富士の巻狩り
縁葛	源平合戦（一ノ谷・屋島・壇ノ浦）
土呂幕・土呂板	源平合戦（平教経、源義経、那須与一、平景清）
土呂台	錦鯉
曳綱孔	円孔2・十六花卉型縁金具
後梃子孔	隅切方形縁金具
上ヶ田北垣内地車	
鬼板	獅子噛み
拝懸魚	朱雀
隣懸魚	鶴
車板	龍
枅合	唐獅子
柱巻	なし
木鼻	唐獅子と象
見送り	加藤清正・毛受勝兵衛・佐久間玄蕃
角障子・脇障子	牡丹に唐獅子

勾 欄	牡丹に唐獅子
縁 葛	関ヶ原の戦い
土呂幕・土呂板	武者
下勾欄・土呂台	錦鯉
曳綱環	円環1・金泥塗菊型留金具
後挺子孔	隅切方形縁金具
上ヶ田南垣内地車	
鬼 板	獅子噛み
拝懸魚	飛龍
隣懸魚	朱雀
車 板	賤ヶ岳の戦い
枅 合	唐獅子
柱 卷	龍虎
木 鼻	唐獅子
見送り	大巳貴命、武松、漢の高祖の龍退治
角障子・脇障子	牡丹に唐獅子、張飛・関羽
勾 欄	平景清鋳引き・飛龍退治・佐久間玄蕃
縁 葛	山水草木に雑兵
土呂幕・土呂板	武者合戦
土呂台	波濤又は流水
曳綱孔	円孔2・円形縁金具
後挺子孔	方形縁金具
南垣内地車	
鬼 板	獅子噛み
拝懸魚	朱雀
隣懸魚	飛龍
車 板	龍
枅 合	龍
柱 卷	なし
木 鼻	唐獅子
見送り	武者3人
角障子・脇障子	武者
勾 欄	合戦
縁 葛	流水に鯉
土呂幕・土呂板	武者
土呂台	なし
曳綱孔	円孔2・隅切方形縁金具
後挺子孔	隅切方形縁金具
市場東垣内地車	
鬼 板	獅子噛み



拝懸魚	朱雀
隣懸魚	なし
車板	龍
枅合	鳳凰、唐獅子
柱卷	なし
木鼻	唐獅子
見送り	武者の鬼退治、武者の蜘蛛退治
角障子・脇障子	武者、鯉の滝登り、鬼
勾欄	武者の鬼退治
縁葛	唐獅子
土呂幕・土呂板	鯉の滝登り、唐獅子
土呂台	波濤又は流水
曳綱孔	円孔2・十二花卉型縁金具
後梃子孔	松皮菱形縁金具

市場西垣内地車

鬼板	獅子噛み
拝懸魚	朱雀
隣懸魚	鶴
車板	龍
枅合	唐獅子
柱卷	なし
木鼻	唐獅子と象
見送り	金棒を振り上げる馬上の武者
角障子・脇障子	猿
勾欄	干支と唐獅子
縁葛	武者合戦
土呂幕・土呂板	武者
土呂台	牡丹に唐獅子
曳綱孔	楕円孔1・花蕨形縁金具
後梃子孔	花蕨形縁金具

中殿垣内地車

鬼板	珠を掴む青龍
拝懸魚	朱雀
隣懸魚	なし
車板	なし
枅合	雲又は流水、枅・台戸斗の組み物
柱卷	なし
木鼻	唐獅子と象
見送り	唐人
角障子・脇障子	唐人

勾欄	唐人
縁葛	波濤と飛龍
土呂幕・土呂板	飛龍
土呂台	波濤又は流水
曳綱孔	円孔2・縁金具なし
後挺子孔	木瓜紋形縁金具

## 2. 彩色

### 北ノ辻地車

獅子噛み	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。
龍	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。歯を白。髭を黒。炎を赤。玉は金に赤線。
獅子・唐獅子	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。歯を白。
武者	眼を象嵌。小規模の武者は眼を白と黒。髪、眉、髭を黒。鼻孔、口内を赤。歯を白。
力士	眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。口内を赤。
人物	眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。老人は髪、眉、髭を白。口内を赤。
僧正坊	眼を象嵌。髪、眉、髭を白。鼻孔及び口内を赤。頭襟を赤、得物を赤。
烏天狗	北ノ辻地車のみの彫刻。口内を赤。結袈裟を白。
動物	眼を象嵌。小規模の動物は眼を白と黒。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。馬は轡を金。房飾りを赤。
鳥	眼を象嵌、嘴に赤線。鷲は嘴の付け根と目尻に黒。
魚	眼を象嵌。魚体を黒。
富士山	雪を白。
花	赤。
武器	刀剣の鎬を赤。長刀の柄を黒。刀の拵えを金。弓は赤に黒の藤巻か、黒に赤の藤巻。
武具	兜の鍬形を金。陣笠は黒に赤丸、内面を赤、鉢巻を白。旗は柄を黒、旗を赤と黒。
珠	赤。
上ヶ田北垣内地車	
獅子噛み	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。
龍	眼を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。髭を黒。炎を赤。玉を金に赤線。
朱雀	眼を象嵌。嘴に赤線。嘴と頭部の境に黒。
唐獅子	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。歯を白。
象	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。歯を白。



虎	眼を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。
武者	眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。鼻孔、口内を赤。歯を白。
力士	眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。口内を赤。扇子は文字を赤。
動物	眼を象嵌もしくは白と黒。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。猿は目の周りを赤。馬は轡を金、房飾りを赤。
鳥	眼を象嵌。嘴に赤線。
魚	眼を象嵌。斑紋を黒と赤の斑紋。
花	赤。
雲	黒線。
武器	刀剣の鎬を赤。槍の柄を黒。刀の拵えを金。棍棒を黒。
武具	鉢巻を白。兜の鍬形を金。陣笠は黒に赤丸。陣幕は家紋を黒。旗の模様を黒。
上ヶ田南垣内地車	
獅子噛み	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。
龍	眼を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。髭を黒。炎を赤。玉を金に赤線。
朱雀	眼を象嵌。嘴に赤線。
唐獅子	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。歯を白。
虎	眼を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。髭を黒。
武者	眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。鼻孔、口内を赤。
力士	眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。口内を赤。歯を白。扇子を赤丸。まわしを白。
唐人	眼を象嵌。眉、髭を黒。口内を赤。兜の房飾りを赤。武器の石突を黒。
人物	眼球を象嵌。髪、眉、口内を赤。
動物	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。猿は顔を赤。歯を白。馬は耳を赤。轡を金。房飾りを赤。
鳥	眼を象嵌。嘴に赤線。鶴は鼻孔を赤。
武器	刀槍の鎬を赤。槍の柄を黒。刀の拵えを金。棍棒を黒。斧は刃を黒に赤の模様。
武具	鉢巻を白。兜の鍬形を金。采配を赤に黒の二重線。
盃	赤。
杓	外を黒。内を赤。
甕	釉薬を黒。
南垣内地車	
獅子噛み	眼球を象嵌。鼻孔、口内を赤。
龍	眼球を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。髭を黒。炎を赤。
唐獅子	眼球を象嵌。鼻孔、口内を赤。歯を白。
獅子又は虎	眼球を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。

武者	眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。鼻孔、口内を赤。歯を白。
力士	眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。鼻孔、口内を赤。歯を白。鉢巻を白。扇子は親骨を黒。扇面を赤丸。
動物	眼を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。猿は目の周りを赤。歯を白。馬は轡を金。房飾りを赤。
鳥	眼を象嵌。嘴に赤線。耳を赤。
魚	眼を象嵌。魚体を黒と赤。
花	赤。
武器	刀槍の鎧を赤。槍の柄を黒。槍の石突を黒。刀の拵えを金。棍棒を黒。
武具	鉢巻を白。兜の鍬形を金。陣笠は黒に赤丸。旗を赤。陣幕は縁を赤。環を黒黒。
文字	黒。
市場東垣内地車	
獅子噛み	眼球を象嵌。鼻孔、口内を赤。
龍	眼球を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。炎を赤。
朱雀	眼を象嵌。嘴に赤線。
唐獅子	眼球を象嵌。鼻孔、口内を赤。歯を白。
象	眼球を象嵌。口内を赤。歯を白。
武者	眼球を象嵌。髪、眉、髭を黒。口内を赤。歯を白。
力士	眼球を象嵌。髪、眉、髭を黒。口内を赤。歯を白。まわしを白、化粧まわしを赤。扇子は扇面を赤丸。
唐人	眼を象嵌。髪、眉を黒。口内を赤。鼓を赤、銅鑼を金。
鬼	眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。耳、鼻孔、口内を赤。牙を白。棍棒を黒。
動物	眼を象嵌。口内を赤。
魚	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。
蜘蛛	眼を象嵌。
花	赤。
武器	刀の鎧を赤。刀の拵えを金。
武具	鉢巻を白。兜の鍬形を金。烏帽子を黒。
珠	赤。
市場西垣内地車	
獅子噛み	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。
龍	眼を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。髭を黒。炎を赤。
朱雀	眼を象嵌。嘴に赤線。嘴と頭部の境に黒。



唐獅子・獅子	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。歯を白。
象	眼を象嵌。口内を赤。牙を白。
虎	眼を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。
武者	眼を象嵌もしくは白と黒。髪、眉、髭を黒。口内を赤。歯を白。
力士	眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。口内を赤。扇子は扇面を赤丸。
動物	眼を象嵌もしくは白と黒。鼻孔、口内を赤。馬と鼠は耳を赤。歯を白。馬は轡を金、房飾りを赤。
花	赤。
武器	刀槍の鐔を赤。槍の柄の一部を赤。刀の拵えを金。棍棒を黒。斧の鐔を赤。
武具	鉢巻を白。兜の鍬形を金。烏帽子を黒。陣笠は黒に赤丸。纏は柄を黒。基部を赤と黒。旗を黒線。
中殿垣内地車	
獅子噛み（鬼板）	目を象嵌。口内を赤。
龍	眼を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。髭を黒。炎を赤。玉を金に赤線。
朱雀	眼を象嵌。嘴に赤線。
唐獅子	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。歯を白。
象	眼を象嵌。口内を赤。歯を白。
虎	眼を象嵌。耳、口内を赤。歯を白。縞模様を黒。
唐人	眼を白と黒。髪、眉、髭を黒。口内を赤。袖を木地もしくは赤。帯を白もしくは赤。
動物	眼を白と黒。耳、鼻孔、口内を赤。たてがみを黒。虎は縞を黒。
鳥	眼を白と黒。嘴に赤線。首を黒。
魚	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。鰓を赤。顔面、胸鰭、尾鰭を赤。
花	赤。
盃	赤。
瓢箪	紐を赤。内部を赤。
文字	白もしくは赤。

### 3. 金具

#### 北ノ辻地車

大屋根	葺地	正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1 左・右側面：隅各1、中央付近2
	裏甲	正面・背面：中央に2枚貝（蛤か）1、屋根傾斜部左右各1、

隅左右各1

左・右側面：隅各1、中央付近2

破風 正面・背面：中央に2枚貝（蛤か）1、屋根傾斜部左右に龍各1、梅鉢各1、隅左右各1

左右側面：隅各1、中央付近2

箱棟 左右側面円形金具各9

飛檐極木 左右側面先端

小屋根 葺地 背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1

左・右側面：中央各1、隅各1

裏甲 正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1

左・右側面：隅各1、中央各1

破風 背面：中央に貝1、屋根傾斜部左右に龍各1、梅鉢各1、隅左右各1

箱棟 左右側面円形金具各4

飛檐極木 左右側面先端

舞台柱 柱上端・中央・下端の四隅

(四本柱)

擬宝珠 正面、背面、左右側面

勾欄 正面、背面各18（上・中・下段各支柱部分5、最下段隅・中央各3）、左右側面各28（上・中・下段各支柱部分8、最下段隅・中央各3）、勾欄各支柱下段各1（2羽一対の鳥）

縁葛 正面・背面各隅各1、左右側面中央各1、各隅各1

下勾欄 左右側面各18（上・中各支柱部分6、下段中央各1、隅各1）

下勾欄擬宝珠 左右側面各3（前・中・後）

土呂台 左右側面円形金具各9

上ヶ田北垣内地車

大屋根 葺地 正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1

左・右側面：隅各1、中央付近2

裏甲 正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1

左・右側面：隅各1、中央付近2

破風 正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1（龍）、隅左右各1

箱棟 左右側面3（中央：桐、左右：菊）

飛檐極木 左右側面先端

小屋根 葺地 背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1

左・右側面：中央1隅各1

裏甲 正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1

左・右側面：隅各1、中央付近2

破風 背面：中央1、屋根傾斜部左右各1（龍）、隅左右各1

箱棟 左右側面1（前：桐、後：菊）

飛檐極木 左右側面先端



舞台柱 柱上端 (側面虹梁直下)  
 (四本柱)  
 擬宝珠 正面、背面、左右側面  
 匂欄 正面、背面各 12 (上・中・下段各支柱部分 4)  
           左右側面各 21 (上・中・下段各支柱部分 7)  
 縁葛 正面・背面、左右側面各 1  
 下匂欄 左右側面各 15 (上・中・下段各支柱部分 3)  
 下匂欄擬宝珠 左右側面各 3 (前・中・後)  
 土呂台 前後先端 4、前後端外側面に円鑲各 1

上ヶ田南垣内地車  
 大屋根 葺地 正面・背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1  
           左・右側面：隅各 1、中央付近 2  
           破風 正面・背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1  
           飛檐檼木 左右側面先端  
 小屋根 葺地 背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1  
           左・右側面：中央 1、隅各 1  
           破風 背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1 (龍)、隅左  
           右各 1  
           飛檐檼木 左右側面先端  
 舞台柱 後柱 2 本 (柱上部、下部各 1)  
 (四本柱)  
 擬宝珠 正面各 1  
 匂欄 四隅各 1  
 縁葛 正面・背面各 1、左右側面隅各 1・大屋根と小屋根を画する舞台柱直  
           下各 1

南垣内地車  
 大屋根 葺地 正面・背面：中央 1、隅左右各 1  
           左・右側面：隅各 12  
           裏甲 正面・背面：中央 1、隅左右各 1  
           左・右側面：隅各 1  
           破風 正面・背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1 (三巴文)、隅左右各  
           1  
           飛檐檼木 左右側面先端  
 小屋根 葺地 背面：中央 1、隅左右各 1  
           左・右側面：隅各 1  
           裏甲 正面・背面：中央 1、隅左右各 1  
           左・右側面：隅各 1  
           破風 背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1 (三巴文)、隅左右各 1  
           飛檐檼木 左右側面先端  
 擬宝珠 正面、背面、左右側面 (上端・下端)

匂欄 正面、背面各 15（上・中・下段各支柱部分 5）  
 左右側面各 24（上・中・下段各支柱部分 8）  
 縁葛 正面・背面、左右側面各隅 1、正面・背面中央（三巴文）、左右側面中央（菊）

#### 市場東垣内地車

大屋根 葺地 正面・背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1  
 左・右側面：隅各 1、中央付近 2  
 裏甲 正面・背面：中央 1、屋根傾斜部左右龍各 1、隅左右各 1  
 左・右側面：隅各 1、中央付近 2  
 破風 正面・背面：中央 1（巻貝か）、屋根傾斜部左右各 1（龍）、隅左右各 1  
 飛檐極木 左右側面先端  
 小屋根 葺地 背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1  
 左・右側面：中央 1、隅各 1  
 裏甲 正面・背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1  
 左・右側面：隅各 1、中央 1  
 破風 背面：中央 1（巻貝か）、屋根傾斜部左右各 1（龍）、隅左右各 1  
 飛檐極木 左右側面先端  
 舞台柱 柱上端（側面虹梁直下）  
 （四本柱）  
 擬宝珠 正面、背面  
 匂欄 正面、背面各 3（最下段のみ）、左右側面各 4（最下段のみ）  
 縁葛 正面、背面各 3、左右側面各 4  
 下匂欄 左右側面各 18（上・中・下段各支柱部分 6）  
 下匂欄擬宝珠 左右側面各六角錐形各 3（前・中・後）  
 土呂台 側面車軸上に菊各 2、前後前端上面

#### 市場西垣内地車

大屋根 葺地 正面・背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1  
 左・右側面：隅各 1、中央付近 2  
 裏甲 正面・背面：中央 1、屋根傾斜部左右龍各 1、隅左右各 1  
 左・右側面：隅各 1、中央付近 2  
 破風 正面・背面：中央 1（菊）、屋根傾斜部左右各 1（龍）、隅左右各 1  
 飛檐極木 左右側面先端  
 小屋根 葺地 背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1、  
 左・右側面：中央 1、隅各 1  
 裏甲 正面・背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1  
 左・右側面：隅各 1、中央 1  
 破風 背面：中央 1（菊）、屋根傾斜部左右各 1（龍）、隅左右各 1



	飛檐檼木	左右側面先端
舞台柱 (四本柱)	柱上端	(側面虹梁直下)
擬宝珠	正面、背面各 2、	左右側面各 2
匂欄	正面、背面各 16 (上・中・下段、最下段各支柱部分 4)、	左右側面各 34 (上・中・下段各支柱部分各 9、最下段各支柱部分各 7)
縁葛	正面、背面偶各 2、	左右側面偶各 2
下匂欄	左右側面各 18 (上・中・下段各支柱部分 6)	
下匂欄擬宝珠	左右側面各六角錐形各 3 (前・中・後)	
中殿垣内地車		
大屋根	葺地	正面・背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1 左・右側面：隅各 1、中央付近 2
	裏甲	正面・背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1
	破風	正面・背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1 (龍)、隅左右各 1
	飛檐檼木	左右側面先端
	舞台内建物	入母屋屋根 (正面・背面 5、側面 3)、 四辺の飛檐檼木、縁葛 (正面・背面 5、側面 3) 下段側面の組み物最下段 (3 本柱上) 各 1
小屋根	葺地	背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1 左・右側面：隅各 1、中央やや後部に各 1 (側面中央屋根部)
	裏甲	正面・背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1
	破風	背面：中央 1、屋根傾斜部左右各 1、隅左右各 1
	飛檐檼木	左右側面先端
	木鼻	先端、小屋根四隅柱接合部各 1
	木鼻支柱	正面 (上端各 1、中央各 1、下端各 3) 背面 (上端各 2、中央各 3、下端各 4)
	虹梁	正面、左右側面 (中央・隅各 1)
舞台柱 (四本柱)	柱上端	(側面虹梁直下)
擬宝珠	正面 2 (上端、下端)	
縁葛	正面・背面、左右側面各偶 1	
下匂欄	左右側面各 9 (上・中・下段各支柱部分 3)、最下段各 5 (中央と隅の間は菊)	
土呂台	正面船形部分の側面は鉾打、後面は上面から裏面のみ	

## 説 明

十市の地車 7 台は、製作年代が江戸時代の幕末から明治時代中期までを含み、橿原市における江戸時代後期からの祭礼の形態を知る上で欠かすことのできないものである。

地車の研究によると、これらの地車は囃すものとして、囃子屋台の系譜に属し、「堺型」・「住吉型」・「船型」に分類される。「堺型」・「住吉型」の地車は、型式名が示すように大阪府、特に北は淀川以南、南は泉大津市、和泉市、東は奈良県境までの市町村に集中する。そして大阪府以外では東は奈良県の大和高田市、御所市、葛城市、北葛城郡、磯城郡、本市及び高市郡、西は兵庫県神戸市、南は和歌山県橋本市に分布している。「堺型」・「住吉型」の地車文化圏にあって、本市は地車文化圏の東限にあたる点が注目される。十市の地車は本市北部における地車群で、市内で最も保有台数が多い。

このなかで中殿垣内地車は、全国でも類例が少ない船型の形状である。船地車の多くが屋形船を模した船造りであるのに対し、中殿垣内地車は舳先を構成する金具と土呂台と一木からなる波濤の船首の造りである。鬼板に珠を掴む青龍は十市で唯一、大屋根舞台に書をしたためる王羲之像を収めた入母屋造の建物、縁葛正面に全幅にわたる飛龍など、他の地車にはみられない、見る者の目を引く意匠が豊かである。四代目相野伊兵衛直之の作と伝えられ、大坂の相藤一門の代表作である。

また残り6台の地車も、「堺型」・「住吉型」の製作者として知られる彫又一門・大佐一門によって製作されている。従って、地車の形は共通し、鬼板、拝懸魚、隣懸魚、車板、枅合、柱巻、木鼻、見送り、角障子・脇障子、勾欄、縁葛、土呂幕・土呂板、土呂台に施された意匠（彫刻）も、武者、唐獅子、龍、水鳥、鯉と題材の多くは共通し、細工に富んでいる。

「堺型」4台のうち、上ヶ田北垣内地車は、大屋根の獅子噛みが辻田友治郎作の良品であり、土呂台の一部彩色された錦鯉は他の例にはない意匠である。南垣内地車は堺型の中でも大坂型に近く、兵庫地車研究会の『住吉大佐「地車請取帳」と彫刻』所収の川崎家文書に「十市南かいと、岡本清蔵様」に売渡した地車に「住吉郡住吉村大佐 明治廿〇年九月 大日本地車元祖・・・」と記されていることから、明治20（1887）年製作の地車を購入したことがわかり、明治時代以来の長い伝統を伝えている。市場東垣内地車は、鬼に関する意匠や勾欄柱を兼ねる脇障子「鯉の滝登り」が秀作である。市場西垣内地車は江戸時代の幕末から明治時代初期製作とみられ、東垣内地車とともに十市の堺型地車の中でも古い。

住吉型2台のうち、上ヶ田南垣内地車は住吉型の優品で、住吉式「板高欄」「人形高欄」と呼ばれる彫刻からなる勾欄、小屋根柱巻の松に虎と珠を掴む青龍は圧巻である。また明治時代中期頃製作の北ノ辻地車は、上述の文献で「大和国高市郡天満村大字西坊丈（城）村（吉本平八・藤井庄五郎様 新調・売渡し）、橿原市十市町北之辻垣内として、（現存）」と記されており、大和高田市西坊城町から譲り受けた1台である。

船型地車である中殿垣内地車の希少性や、残り6台の地車が大和川を挟んで近接する「堺」と「住吉」の地車製作地である「堺型」の彫又一門又は「住吉型」の大佐一門による製作であることから、専門の彫刻師による優れた彫刻作品としても注目される。

十市の地車7台は、10月の地車（だんじり）祭りにおいて、東端の中殿垣内に鎮座する十市御縣坐神社に宮入する。7台の地車が、毎年籤引きで決めた宮入り順の番号を付した御幣を立てて整列するさまは、県内では他に例を見ない勇壮さを誇る。

このように、橿原市の祭礼に江戸時代後期からの地車の導入は、本市の祭礼形態に都市的で華やかな変化をもたらした。「堺型」「住吉型」両型式の地車7台は、堺や大坂の洗練された都市祭礼の受容を示している。また上ヶ田南垣内例の住吉からの直接購入や北ノ辻例の西坊城からの買い入れなどは、奈良県内における明治時代以降の地車の展開を知る好例である。

十市の地車7台は、本市における近世後期からの祭礼文化を知る上で極めて重要である。



②今井の地車（だんじり） 2台 <答申 第2号>

種 別 民俗文化財（有形民俗）

名 称・員 数 今井の地車（だんじり） 2台  
西町地車  
南町地車

所 在 榑原市今井町3丁目 春日神社境内

所有者の住所  
及び名称 榑原市今井町 榑原市今井町自治会

管理責任者の  
住所及び名称 榑原市今井町 榑原市今井町自治会

品 質 木造・木地（一部彩色） 2台

形 式 上地車形 2台

型 式 堺型 1台 西町地車  
堺型又は住吉型 1台 南町地車

年代又は時代 西町地車 明治13（1880）年  
南町地車 大正時代

法 量

西町地車

総高（大屋根）3.70m、（小屋根）3.27m  
大屋根長2.53m、同幅2.18m、小屋根長1.25m、同幅2.02m  
床奥行長3.66m、同幅1.98m、同高1.76m  
土呂幕土呂板高0.48m  
土呂台長3.05m、同高0.72m  
軸間長 1.45m

南町地車

総高（大屋根）3.65m、（小屋根）3.17m  
大屋根長2.07m、同幅2.00m、小屋根長1.18m、同幅1.83m  
床奥行長2.78m、同幅1.61m、同高1.62m  
土呂幕土呂板高0.33m  
土呂台長3.25m、同高0.24m

軸間長 1.49m

製 作 者 西町地車 堺の地車大工（木村一門か）、西岡弥三郎と同一門  
南町地車 堺の地車大工か、西川竹次郎か

意 匠

1. 彫刻

西町地車

鬼 板	獅子噛み
拝懸魚	朱雀
隣懸魚	かささぎ
車 板	龍
枡 合	雲又は流水
木 鼻	唐獅子
見送り	薄田隼人、漢の高祖、加藤清正
角障子・脇障子	猿と鷲
勾 欄	水鳥
縁 葛	近江八景
土呂幕・土呂板	波に兎
土呂台	なし
曳綱環	円環1・十六花卉型留金具
梃子孔	前梃子孔2・方形縁金具 後梃子孔1・花蕨形縁金具

南町地車

鬼 板	登り龍
拝懸魚	朱雀
隣懸魚	麒麟
車 板	龍
枡 合	夫婦麒麟と飛龍、唐獅子
木 鼻	唐獅子
見送り	曾我五郎・十郎、仁田四郎
角障子・脇障子	武者
勾 欄	富士の巻狩り
縁 葛	源平合戦
土呂幕・土呂板	武者
土呂台	海女と龍
曳綱環	円環2・花蕨形留金具
後梃子孔	花蕨形縁金具

2. 彩色



西町地車

獅子噛み	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。
龍	眼を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。髭を黒。炎を赤。
朱雀	眼を象嵌。嘴に赤線。
唐獅子	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。歯を白。
武者	眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。口内を赤。歯を白。
力士	眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。口内を赤。扇子は扇面を黒に赤丸。
動物	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。馬は耳を赤。轡を金。房飾りを赤。
鳥	眼を象嵌。口内を赤。
武器	刀の拵えを金。棍棒を黒。
武具	鉢巻を白。烏帽子を黒。扇子の親骨を黒。
舟	舳先の金具 黒。
虹梁	赤塗。

南町地車

龍頭部 (正面)	眼を象嵌。耳、口内、歯を赤。全身を金。炎を赤。玉を金。
獅子噛み	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。
龍	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。歯を白。髭を黒。炎を赤。玉は金に赤線。
朱雀	眼球を象嵌。
唐獅子	眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。歯を白。
麒麟	眼球を象嵌。歯を黒。
武者	眼を象嵌。髪、眉を黒。口内を赤。歯を白。
力士	眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。口内を赤。
人物	眼を象嵌。髪、眉を黒。口内を赤。玉を金。
動物	眼を象嵌。口内を赤。馬は耳、鼻孔を赤。猪は牙を白。馬は房飾りを赤。
鳥	眼を白と黒。
花	赤。
武器	刀を赤。刀の拵えを金。棍棒を黒。弓幹の藤巻を黒。
武具	陣笠は黒に赤丸。あご紐を赤。鉢巻を白。履物を黒線。指物は石突を黒。旗を黒線。母衣の模様を黒線もしくは赤丸。
舟	金具を黒。

3. 金具

西町地車

大屋根	葺地	正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1 左・右側面：隅各1、中央付近2
	裏甲	正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1 左・右側面：隅各1、中央付近2
	破風	正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1（龍）、隅左右各1
	飛檐極木	左右側面先端
小屋根	葺地	背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1、 左・右側面：中央1、隅各1
	裏甲	正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1 左・右側面：隅各1、中央1
	飛檐極木	左右側面先端
舞台柱 (四本柱)	柱上端	(側面虹梁直下、中段)
擬宝珠 匂欄	正面2、背面2、左右側面各1（大屋根部中央柱）、及び同下端部	
	正面、背面各12（上・中・下段各支柱部分4）	
	左右側面各27（上・中・下段各支柱部分9）	
縁葛	正面・背面各3（黒鉄か）、左右側面5（黒鉄か）	
	縁葛の透かし彫りに縁金具：正面・背面各2、側面各3	
南町地車		
大屋根	葺地	正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1 左・右側面：隅各1、中央付近2
	裏甲	正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1 左・右側面：隅各1、中央付近2
	破風	正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1（龍）、隅左右各1
	飛檐極木	左右側面先端
	枅合	正面・左右側面黒漆棒により3段に分割 黒漆棒下段各3（中央、両隅）
小屋根	葺地	背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1 左・右側面：中央1、隅各1
	裏甲	正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1 左・右側面：隅各1、中央付近2
	破風	背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1
	飛檐極木	左右側面先端、左右側面の枅合・虹梁間の黒漆棒各3（中 央、両隅）
舞台柱 (四本柱)	柱上端	(側面虹梁直下)、下端
擬宝珠 匂欄	正面、左右側面前方上端、及び下端	
	正面、背面各12（上・中・下段各支柱部分4）、左右側面各31（上・ 中・下段各支柱部分9、最下段4）	
縁葛	正面・背面、左右側面各隅1	

下句欄 左右側面各 27 (上・中・下段各支柱部分 9)  
下句欄擬宝珠 左右側面四角錐各 4 (前・中・後)、及び下端

説 明

今井の地車 2 台は、製作年代が明治時代と大正時代であり、橿原市の祭礼の形態を知る上で欠かすことのできないものである。

地車の研究によると、今井の地車は囃すものとして、囃子屋台の系譜に属し、「堺型」と「堺型」又は「住吉型」の地車に分類される。答申第 1 号に準ずる「堺型」「住吉型」の地車文化圏の東限にあたる橿原市において、今井の地車は本市中部における地車群の一角を占める。

西町地車は明治 13 (1880) 年製作の 2 代目で、先代については安永 4 (1775) 年に地車修復費が集められた記録があるといい、約 100 年ごとに修復または更新があったことになる。今井への地車導入が江戸時代後期の安永年間以前に遡ることがわかり、西町地車の土呂板正面扉板にある「西町」の銘がその長い伝統を示している。一方、南町地車は大正時代の製作で、西町の修理記録から 130 年以上が経過しており、それだけ橿原市への地車の導入が長く続いたことを示している。

西町地車が「堺型」の製作者として知られる彫又一門、南町地車が彫又一門又は大佐一門によって製作されている。従って、各部に施された意匠(彫刻)も答申第 1 号に同じく、細工に富んでいる。大和川を挟んで近接する「堺」と「住吉」の地車製作地で「堺型」の彫又一門等による製作であることから、専門の彫刻師による優れた彫刻作品としても特筆できる。

今井の地車 2 台は、10 月の秋祭りにおいて、西町に鎮まる春日神社へ宮入りする。屋根には青年男性が上がり、威勢の良い掛け声・笛と団扇で地車を誘導する。舞台には子どもが乗り込み、太鼓と鉦(かね)を叩く。

このように、橿原市の祭礼に江戸時代後期からの地車の導入は、本市の祭礼形態に都市的で華やかな変化をもたらした。今井の地車 2 台は、この変化の根幹にある大坂との文化交流、とりわけ堺との交流が深かった今井の物証のひとつであり、本市における近世後期からの祭礼文化を知る上で欠かせない資料である。

③小綱の地車(だんじり) 1台 <答申 第3号>

種 別	民俗文化財(有形民俗)
名 称・員 数	小綱の地車(だんじり) 1台 小綱地車
所 在	橿原市小綱町 入鹿神社境内
所有者の住所 及び名称	橿原市小綱町自治会
管理責任者の	橿原市小綱町自治会



住所及び名称

品 質 木造・木地（一部彩色）

形 式 上地車形

型 式 堺型

年代又は時代 江戸時代後期から明治時代初期

法 量 総高（大屋根）3.77m、（小屋根）3.21m  
大屋根長2.25m、同幅2.13m、小屋根長1.20m、同幅2.07m  
床奥行長3.20m、同幅1.91m、同高1.52m  
土呂幕土呂板高0.82m  
土呂台長3.10m、同高0.51m  
軸間長 1.51m

製 作 者 堺の地車大工（「堺北作」）  
〈彫又〉2代目西岡又兵衛

意 匠

1. 彫刻

鬼 板	珠を掴む青龍（箱棟に続く意匠。小屋根の箱棟は左を奇稲田姫、右を素戔鳴尊の八岐大蛇退治）
拝懸魚	飛龍
隣懸魚	松に鶴
車 板	双麒麟
枅 合	麒麟
柱 卷	漢の高祖の龍退治
木 鼻	牡丹に唐獅子
見送り	武者 木曾義仲勇戦、巴御前勇戦、木曾義仲と今井四郎か
角障子・脇障子	牛若丸、鞍馬山に修業す
勾 欄	宇治川の先陣争い（佐々木高綱と梶原景季等）
縁 葛	牡丹に唐獅子
土呂幕・土呂板	武者 壇ノ浦の戦い（平知盛碓氷・源義経八艘飛び・平教経仁王立ち）、一ノ谷の戦い（平敦盛と熊谷次郎直実）、屋島の戦い（平景清鋳引き等）
土呂台	波に向かい合う龍

曳綱孔 円孔2・桔梗型縁金具  
後挺子孔 松皮菱形縁金具

## 2. 彩色

獅子噛み 眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。  
龍 眼を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。上顎の歯は付け根を赤。炎を赤。髭を黒。玉を金に赤線。  
朱雀 眼を象嵌。嘴と頭部の境に黒線。  
獅子・唐獅子 眼を象嵌。鼻孔、口内を赤。歯を白。  
武者 眼を象嵌。髪、眉、髭を黒。口内を赤。歯を白。  
力士 眼を象嵌。髪、眉を黒。口内を赤。扇は扇面を赤丸。  
素戔鳴尊 眼を象嵌。髪、眉を黒。口内を赤。剣の鎬を赤。腕輪を金。履物の裾を赤。  
奇稻田姫 髪、眉を黒。口内を赤。卷子は軸先を黒、卷紐を赤。  
唐人 眼を象嵌。髪と髭を白。  
鬼 眼を象嵌。髪、眉を黒。口内を赤。歯を白。  
動物 眼を象嵌。耳、鼻孔、口内を赤。歯を白。馬は轡を金。房飾りを赤。轡を金。  
花 赤。  
武器 槍の石突と口金を黒、刀槍の鎬を赤。刀の拵えを金。斧の鎬を赤。  
武器 兜は鍬形と飾り金具を金。鉢巻を白。扇は扇面を赤丸。  
壺 釉薬を黒。中身を白。  
舟 金具を黒。錨を黒。  
舞台柱 後方の2本を赤塗。

## 3. 金具

大屋根 葺地 正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1  
左・右側面：隅各1、中央付近2  
裏甲 正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1  
左・右側面：隅各1、中央付近2  
破風 正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1（龍）、隅左右各1  
飛檐檼木 左右側面先端  
虹梁 正面、背面、側面（大屋根、小屋根）中央に木瓜  
枘合 小屋根との接続部の中央に木瓜  
小屋根 葺地 背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1、  
左・右側面：中央1、隅各1  
裏甲 正面・背面：中央1、屋根傾斜部左右各1、隅左右各1  
左・右側面：隅各1、中央1

	破風 背面：中央1、屋根傾斜部左右各1（龍）、隅左右各1
	飛檐檼木 左右側面先端
	舞台柱 柱上端（側面虹梁直下） （四本柱）
擬宝珠	正面、背面、左右側面前方、及び下端
勾欄	正面、背面各15（上・中・下段各支柱部分4、最下段3）、 左右側面各21（大屋根部上・中・下段各支柱部分7、小屋根部上段3） 小屋根勾欄彫刻の四隅
縁葛	正面・背面各3（中央、両隅）、左右側面各5（大屋根部中央・両隅、小屋根部両隅）
木鼻	大屋根と小屋根を画する柱上
下勾欄	左右側面各18（上・中・下段各支柱部分6）
下勾欄擬宝珠	左右側面八角錐各3（前・中・後）

## 説 明

小綱の地車は、製作年代が江戸時代の幕末から明治時代初期で、樫原市における江戸時代後期からの祭礼の形態を知る上で欠かすことのできないものである。

地車の研究によると、この地車は囃すものとして、囃子屋台の系譜に属し、「堺型」に分類される。答申第1号に準ずる「堺型」の地車文化圏の東限にあたる樫原市において、小綱の地車は本市中部における地車群の一角を占める。

小綱の地車は「堺型」の典型で注文地車との研究もあり、「堺型」の製作者として知られる彫又一門による優品である。特に、正面紅梁に「地車大工堺北作」、「木曾義仲勇戦」とされる見送りの彫刻に「堺彫刻師 西岡又兵衛」と銘があることから、製作者・彫刻師ともに明らかであり資料性が高い。また見送り、勾欄、土呂幕・土呂板の彫刻が、源平合戦に登場する武者で構成する主要な戦いの場面で一貫している点も特色の一つである。「堺型」の彫又一門による製作であることから、専門の彫刻師による優れた彫刻作品としても高く評価できる。

小綱の地車は、泉州堺まで出向き地車を引き取り、若者が小綱まで曳いて帰ったという古老の話が伝わっており、地車の受容に対する情熱がみてとれる。そして地車は小綱町が所在する横大路を往来し、後に町域を隈なく巡行した。現在は、10月の入鹿神社秋季大祭において直接入鹿神社へ宮入りし、町内住民に地車から餅の振る舞いを行っている。

このように、樫原市の祭礼に江戸時代後期からの地車の導入は、本市の祭礼形態に都市的で華やかな変化をもたらした。小綱の地車は、この変化の根幹にある大坂との文化交流、今井に隣接する小綱の地にも堺から優れた地車をもたらされたことを示すものである。

本市における近世後期からの祭礼文化を知る上で、非常に価値の高い資料である。



十市の地車（北ノ辻地車）



右：正面  
下：右側面



十市の地車（上ヶ田北垣内地車）



右：正面  
下：右側面



十市の地車（上ヶ田南垣内地車）



右：正面  
下：右側面





十市の地車（南垣内地車）



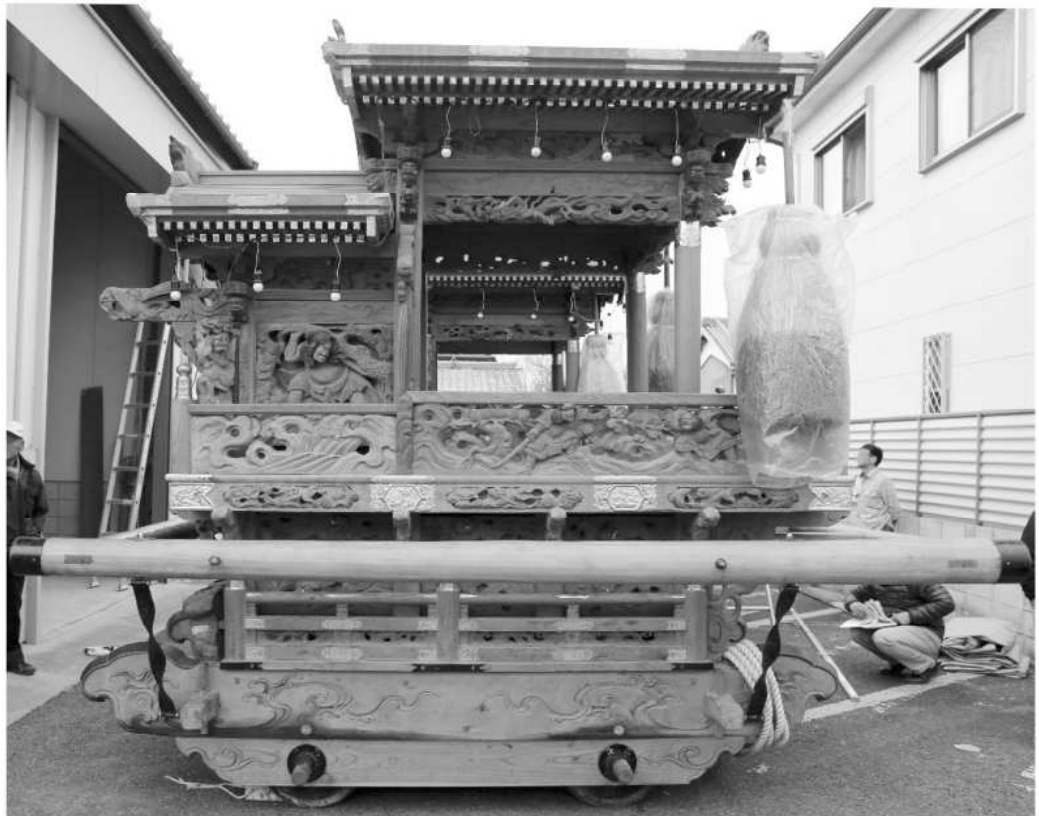
右：正面  
下：右側面



十市の地車（市場東垣内地車）



右：正面  
下：右側面



十市の地車（市場西垣内地車）



右：正面  
下：右側面





十市の地車（中殿垣内地車）



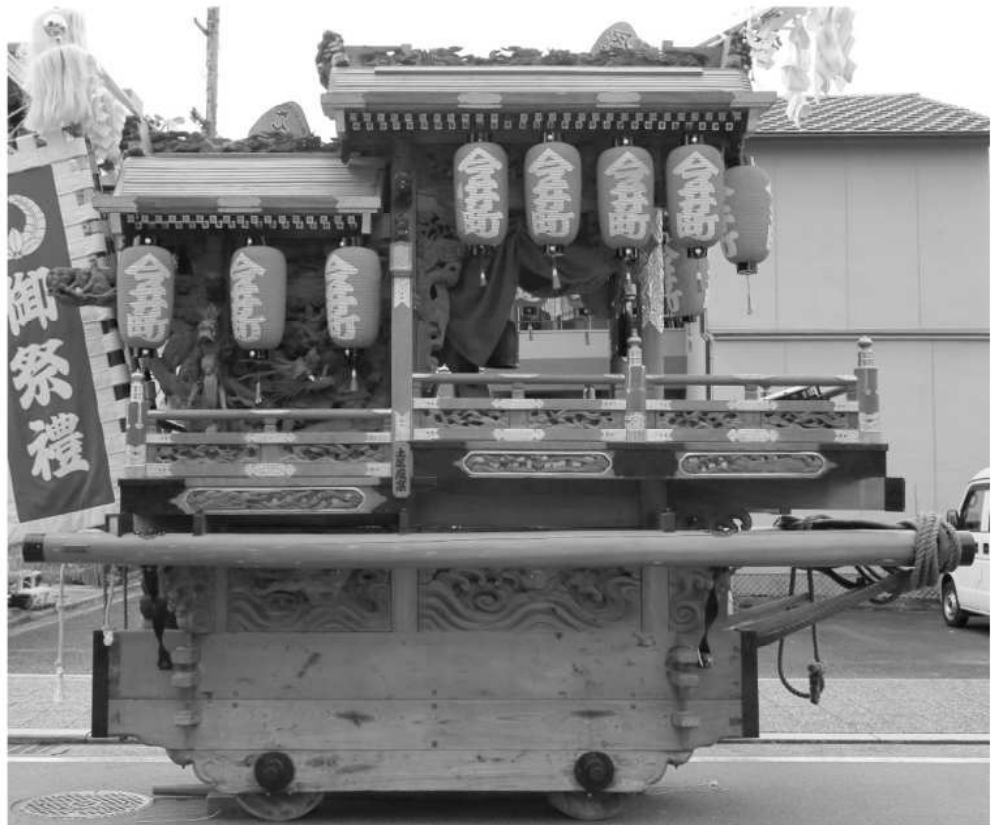
右：正面  
下：右側面



今井の地車 (西町地車)



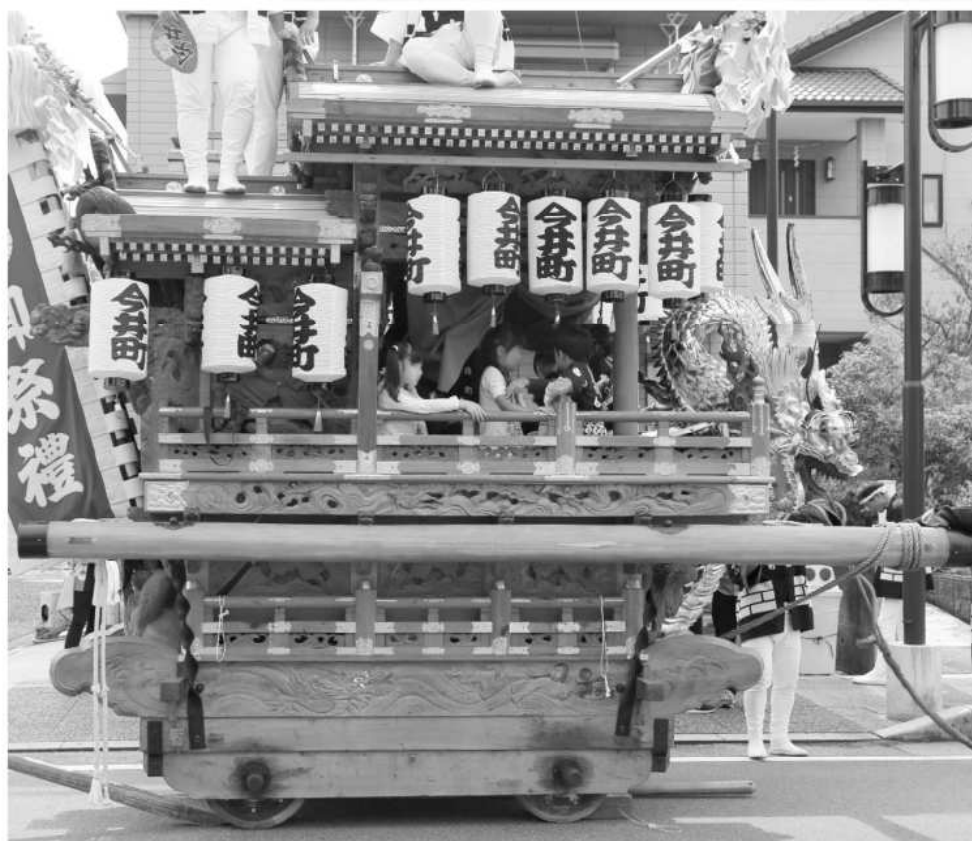
右:正面  
下:右側面



今井の地車（南町地車）



右：正面  
下：右側面





小綱の地車 (小綱地車)



右:正面

下:右側面



と考えられるので、神社などに多いのではないかと。

## Ⅶ. 普及啓発事業

○9月9日（水）

奈良シニア大学一般教養講座講師として  
奈良県社会福祉総合センター 松井一晃

○11月20・21日（金・土）

「飛鳥セミナー〈飛鳥の歴史と女子旅〉」講師として  
奈良まほろば館 横関明世

○12月19日（土）

「吉野宮（宮滝遺跡）の実像 一私見一」講師として  
近鉄文化サロン阿部野橋 竹田正則

○3月3日（水）

奈良シニア大学一般教養講座講師として  
ミグランス（橿原市役所分庁舎） 平岩欣太

### 2. 一般問い合わせへの対応

橿原市ホームページを通じて受けた一般の方からの問い合わせには速やかな対応を心がけ、橿原市内の文化財に対する理解と関心を深めてもらえるよう努めている。

令和2年度の問い合わせのうち、文化財に直接関係する問合せは2件あった。問合せ内容及び回答内容の概要は以下のとおりである。

○今井の地車（だんじり）について、だんじりを曳き始めた年代、初出資料名はわかるか。

〔回答内容〕 橿原市には関係資料が残っていない

○藤原宮跡の醍醐池の横にある持統天皇の歌碑（「春過ぎて夏来るらし白栲の衣乾したり 天の香具山」）について

①醍醐池の横に持統天皇の歌碑を置いた理由

〔回答内容〕 歌碑設置場所の選定理由がわかる資料は残っていないが、この歌には香具山が詠まれているので、山が見える場所の中から条件に合う場所として選んだと考えられる。

②何年ごろに持統天皇が詠んだのか。

〔回答内容〕 歌を詠んだ年に関する記述はない。

③醍醐池はいつ何のために作り、なぜ内裏の上に作ったのか。

〔回答内容〕 農業用のため池として作られているので、当時作った人々が内裏の上に作るという意識で作ったかどうかはわからない。

④橿原市内の万葉歌碑は23個あるが、神社や池や寺に多く置かれている理由は。

〔回答内容〕 歌碑の設置場所については歌の内容に関連する場所であるとともに、公共性のある場所を選んでいる

---

---

令和 2（2020）年度 橿原市文化財調査年報

発行日 令和 3（2022）年 3 月 31 日

編集・発行 奈良県橿原市教育委員会  
〒634 - 0826 奈良県橿原市川西町858 - 1  
TEL 0744 - 22 - 4001（代）

---

---